

第37回～第39回 工場立地法検討小委員会 報告書

- ・ 特定の工場に対する緑地規制の特例措置 及び 全国的な緑地規制の運用見直しについて
- ・ 工場適地調査の調査項目の追加（工場跡地の把握強化）について

2026年9月

産業構造審議会地域経済産業分科会 工場立地法検討小委員会

1. 第37回～第39回 工場立地法検討小委員会の総括

1.1 産業用地確保に向けた課題と検討の方向性

(第26回地域地域経済産業分科会にて提示。表の赤枠は本小委員会の対応部分。)

- 2040年度での官民投資250兆円の実現に向け必要となる産業用地の確保のため、あらゆる確保手段を検討する。
- その上で、確保手段ごとの課題に応じた対応方針について、年内を目途に関係法令の改正も視野に検討を進め方向性を取りまとめた後、必要な措置を講じる。

確保手段	課題	検討すべき論点
1 既存の工場拡張	工場増設に当たり、緑地面積率規制が障壁となるケースが存在。	▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。 ▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。
2 空き産業用地の活用	長期間未利用の産業用地の活用に向けては、自治体の誘致能力の強化や、データセンターなど新たな立地パターンへの対応が必要。	▶ 産業誘致が自治体の税源涵養に繋がることを踏まえ、特に財政力の低い自治体の誘致能力強化に向けて、どのような支援が考えられるか。 ▶ データセンターの立地判断に重要な冷却水の安定確保を、工業用水道事業制度の枠組みの中でいかに実現するか。
3 工場遊休地の活用	土壌汚染対策費等を理由に、工場遊休地の活用を躊躇するケースが存在。国も情報を把握できておらず、有効な対応ができていない。	▶ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。 ▶ 土壌汚染対策費に関する予見可能性や回収可能性をいかに高め、有効な土地利用を促進すべきか。
4 新規の用地造成	自治体の産業用地造成ノウハウや整備資金が不足。 これらを官民連携により補完するケースもあるが、障壁も存在。 タイムリーな工場立地等に資する産業団地では土地利用調整に課題	▶ 自治体における、産業用地造成に関するノウハウや、周辺インフラを含めた開発資金の不足をいかに補完するか。 ▶ 所有者不明土地における所有者の特定など、土地取得の段階をはじめとして、民間ディベロッパーの参入による官民連携での産業用地整備の障壁となる課題をいかに取り除くか。 ▶ 土地利用調整に関する課題に対し、どのような対応が考えられるか。

※ 産業の高付加価値に向けた投資の促進に向けて、こうした投資が地域の産業用地やインフラ整備の方向性と整合的なものとなるよう、地域との緊密な情報連携をいかに図るかについても検討する必要がある。2

1.2 本小委員会の開催経過について

- 第26回地域経済産業分科会（令和7年10月14日開催）での議論を受け、本小委員会を3回開催し、議論の結果は適時分科会に報告を行った。

	議題	主な論点
第37回 令和7年12月10日	▶ 特定の工場に対する緑地規制の見直し①	▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。
第38回 令和8年3月25日	▶ 特定の工場に対する緑地規制の見直し② ▶ 緑地規制の全国的なあり方について①	▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。 ▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。
第39回 令和8年6月23日	▶ 特定の工場に対する緑地規制の見直し③ ▶ 緑地規制の全国的なあり方について② ▶ 工場跡地の把握について （工場適地調査の見直し）	▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。 ▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。 ▶ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。

地域経済産業分科会に報告
下位法令・ガイドライン等に反映

1.3 第37回～第39回工場立地法検討小委員会の総括の前提

- 工場立地法の法目的は、環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることであり、工場立地における周辺の地域の生活環境の保持は、引き続き非常に重要な観点である。
- 今般、産業用地確保の必要性が高まっていることを受け、地域経済の発展に向け、自治体が特に重視する工場に対する緑地規制の特例措置を検討してきたところ。地域の実情を反映する柔軟な制度の設計に際しても、生活環境を守る意識の意義や重要性について、企業側の再認識を図ることも含めて、単なる緩和という誤ったメッセージを送ることがないよう注意が必要。
- 国による一律の緑地等の面積基準については、諸外国の事例から地域に応じた規制のあり方が示唆されると同時に、本法により担保してきた近隣住民への一定の安心感等の重要性も鑑みれば、国として必要な配慮の取組や共通の認識等を示すことの意義も存在。その上で、実際に緩和を判断する自治体が責任をもって、住民の生活環境が保持されるかを十分勘案して進めることが極めて重要である。
- 併せて、工場緑地のあり方として、敷地内に留まらず、敷地外での緑地整備の積極的な運用等により、生活環境との調和を明示的な形で担保しながら進めることも可能。
- 遊休地・空き家は、不法投棄や二次災害等の懸念もある。有効活用が望まれる。

1.4 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（審議経過等）

1. 審議経過

● 閣議決定 令和8年3月6日

○衆議院	（経済産業委員会）：質疑3回（4/17、4/22、5/13）・参考人質疑（4/24）・委員会視察（5/11）@千葉県千葉市	本会議採決：5/14（木）
○参議院	本会議趣旨説明質疑（5/20）（経済産業委員会）：質疑2回（5/26、5/28）・参考人質疑（5/21）	本会議採決：5/29（金）

2. 附帯決議（緑地規制関連部分抜粋） 衆・参同旨

承認地域経済牽引事業用工場等の緑地面積率等については、市町村において地域の実情を反映した準則条例が制定されるよう、その基準を速やかに策定及び公表すること

3. 工場立地法関連の主な質問

質問概要	答弁概要
カーボンニュートラルと言いながら、緑地規制の緩和や工業用水の義務化などは逆行ではないか。	○緑地規制の根拠となる工場立地法の目的は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすること。緑地面積率規制の特例緩和にあたっては、 工場の周辺の地域の生活環境の保持が必要。 ○特例の適用を受ける工場に対して、周辺の地域の生活環境の保持を適切に図らせるべく、地域経済牽引事業計画において生活環境の保持のために必要な措置をとることを求めている。取組の候補としては、工場敷地外での緑地等の整備・確保や、環境の保全に資する設備の導入等を検討中。産業構造審議会 工場立地法検討小委員会において議論を進めている。
工場立地法の累次の改正により、既に条例で緑地面積を1%とすることが可能。これ以上の規制緩和は工場立地法の目的を空文化させる恐れがあるが、更なる規制緩和を図る意図は何か。	○工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的としており、緑地面積率は、国一律の基準のほか、国が定める基準の範囲内で、条例により市町村が地域の実情に応じて定めることが可能。 ○企業からは、工場敷地内での拡張や建替に当たり、緑地面積の確保が課題という意見も多く、自治体からも、こうした課題への対応を可能とする措置を求める声が挙がっている。 ○このため、本法案では、地域経済牽引事業の用に供する工場であって、 周辺の生活環境の保持のために必要な対応を行う場合には 、緑地面積率の基準について、市町村の裁量を拡大することを認めることとする。
工場の立地するエリアと同一エリアの森林の保全活動や、地域雇用や賃上げ、職場環境改善への取組に対するインセンティブとして緑地面積率を下げるといった制度設計を検討できないか。	○本法案では、緑地面積率の特例措置を受ける工場に対し、工場周辺の地域の環境の保全を目的とする工場立地法の趣旨に沿って、 生活環境の保持について配慮する取組を求めている。 ○具体的には、例えば、敷地外での緑地等の整備・確保や、環境の保全に資する設備の導入といった取組を求める方向で調整を進めている。
環境関連法の整備で公害・騒音対策が進んでいる現代において、工場立地法の緑地規制そのものを緩和することへの見解如何。	○工場立地は、産業の活性化と 生活環境の保持の両立 が図られることが重要。生活環境の保持に寄与する限り、敷地外の緑地の積極的な活用を認めることは意義があると考えている。 ○本特例制度が地域の実情に応じられるよう、 <u>工場立地法検討小委員会の意見も聴いて詳細設計を進めるとともに</u> 、自治体の適切な運用に向けて制度の情報発信も行っていく考え。 ○更なる規制緩和は、今後の社会情勢の変化を踏まえ、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを前提に、必要に応じて、検討を行ってまいりたい。

1.5 第37回～第39回 工場立地法検討小委員会の総括

①特定の工場に対する緑地規制の見直し（特定の工場に対する緑地規制の特例措置の制度設計について）

▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。

- 既存用地の有効利用を図るため、地域未来投資促進法の工場立地法特例対象区域内において、地域経済牽引事業計画に従って行われる事業の用に供する工場について、周辺の生活環境との調和のために必要な対応を行う場合に限り、市町村が条例で独自に定めた緑地面積率等を適用することを可能とする。
- 周辺の生活環境との調和のために必要な対応として工場が行うべき取組は、工場の立地区域や周辺地域の状況に照らして、地域の生活環境の保持に最も寄与するような内容、規模、頻度等となるものを事業者を求めることとする。
- その上で、緑地面積率等については広く市区町村に裁量を与え、地域の実情に応じて、条例で独自に規定できることとする。
- 好事例集やガイドライン等を整備することにより、工場立地法の理念、総合的な判断や運用上の考え方について、自治体や事業者の共通認識の形成を図る（①、②共通）。
- 企業が中長期的な投資判断を行いやすいよう、予見可能性や運用の透明性が十分確保されるよう制度を設計する（①～③共通）。

②緑地規制の全国的なあり方について（全国的な緑地規制の運用見直しについて）

▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。

- 周辺の生活環境との調和を前提に、敷地外緑地の積極的活用の推奨や、壁面に設置する緑地・環境施設の算定基準の見直しを行う。
- 緑地規制の全国的なあり方については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを前提に、必要に応じて検討する。

③工場跡地の把握について（工場適地調査の見直しについて）

▶ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。

- 更なる産業用地の活用促進に向けて、工場適地調査の調査項目を見直し、工場跡地（工場遊休地）についての情報を把握・提供する。

2.工場立地法における緑地規制の運用状況

2.1 工場立地法規制の概要

目 的	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地に関する調査を実施し、準則等を公表し、勧告、命令を行うことで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与すること。
対象工場	◆業種： 製造業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）、ガス供給業、熱供給業 ◆規模： 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上
届出義務	生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している市区町村に対し届出。 （届出から90日間は着工不可。但し、市区町村の判断で短縮可。）
準則の内容	工場敷地 生産施設 (製造ライン、発電施設等)  環境施設 (緑地、運動場、太陽光発電等) ※周辺地域の生活環境保持に寄与  緑地  その他（駐車場、事務所等）  国が定める準則 【生産施設面積】 敷地の30～65%以内（業種による） 【環境施設面積】 敷地の25%以上 【緑地面積】 敷地の20%以上 ※規制なし 地方自治体が定める準則 ※全国一律の基準 【環境施設面積】 国の定める範囲（敷地の10%～35%）で条例により設定可能 【緑地面積】 国の定める範囲（敷地の5%～30%）で条例により設定可能
勧告・変更命令 罰則	規制（準則）に適合しない場合、是正の勧告を実施。勧告に従わない場合は、変更命令を実施。 変更命令に違反した場合等に、罰則規定あり。

2.2 工場立地法制定当時の背景

昭和34年（1959年）、工場適地に関する全国的な調査の実施等を目的とした、「工場立地の調査等に関する法律」が制定。



- 既設の工業地帯を中心とした公害問題の深刻化により、周辺住民及び工場立地が行われようとしている地域住民の不安が増大。工業化と都市化の進行に伴い、地域の自然との調和は失われていった。
- そのため、工場開発への疑問が強く意識されはじめ、地域環境と産業活動との関係について何らかの解決策が望まれていた。



当時の四日市コンビナート

工場立地に対する反対運動が各地で起こる中、四日市の公害裁判の判決が下され、**企業は工場立地の段階において、将来の周辺環境への与える影響について十分な注意を払う義務があるとの社会的責任が問われることとなった。**



こうした流れを受け、

- **昭和48年（1973年）、「工場立地の調査等に関する法律」を改正し、「工場立地法」と改称。**
- **工場と周辺住環境の調和を図るため、一定規模以上の工場について、生産施設面積、緑地面積及び環境施設面積の敷地面積に対する割合並びに配置等に関する規制を行うこととした。**

※ なお、国会に提出された工場立地法に係る改正法案提案理由書においては「今後の工場立地に際しては、公害・災害等の防止に万全を期することはもちろんのこと、進んで工場緑化等を行い積極的に地域環境づくりに貢献することを基本として進めることが不可欠。これを実現するためには、公害に関する規制の強化、防止技術の開発等と並んで、工場立地の段階から、企業自ら周辺の生活環境との調和を保ちうる基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していくことが必要」とされている。

（備考）工場立地に際しては、騒音規制法、大気汚染防止法等、工場立地法以外の各種法令でも環境規制が設けられている。

2.3 工場立地法（1973年（S48）制定）の変遷

※年は公布年を記載

年

環境施設に関する見直し

1997
(H9)

・事務権限が、国から都道府県及び政令指定都市に変更。

・都道府県及び政令市が、区域区分ごとの範囲内で、地域準則を定めることが可能に。（※1）

	第1種区域	第2種区域
緑地率	20%～25%	15%～20%
環境施設率	25%～30%	20%～25%

2004
(H16)

・緑地に「建築物屋上等緑化施設」を追加。緑地として25%まで算入可能に。

・環境施設に「雨水浸透施設」を追加。

2004
(H16)

・都道府県及び政令指定都市が定める地域準則の幅を拡大（※2）

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
緑地率	20%～30%	15%～25%	10%～20%
環境施設率	25%～35%	20%～30%	15%～25%

2010
(H22)

・緑地以外の環境施設の定義に「太陽光発電施設」を追加。

2011
(H23)

・事務権限が、都道府県及び政令指定都市から都道府県及び全ての市に変更。

・都道府県及び政令指定都市が定める地域準則の幅を拡大。（※2）

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	重複緑地
緑地率	20%～30%	10%～25%	5%～20%	5%～25%	50/100 まで
環境施設率	25%～35%	15%～30%	10%～25%	10%～30%	

2016
(H28)

・事務権限が、都道府県及び全ての市から全ての市町村に変更。

年	生産施設面積に関する見直し
1998 (H10)	・他の環境法令等で適切な規制が行われていることから、「特別配置施設」の規制撤廃。
1998 (H10)	・敷地面積に対する生産施設面積率の最大値を30%→40%に拡大。また、業種により10%～40%の5段階に区分。
2004 (H16)	・公害防止技術の進歩や環境負荷低下による規制緩和の要望等を踏まえた業種ごとの区分の見直し。
2008 (H28)	・敷地面積に対する生産施設面積率を、30%～65%の8段階の区分に変更。
2012 (H24)	・太陽光発電施設を規制対象から除外。
2015 (H27)	・敷地面積に対する生産施設面積率を、30%～65%の7段階の区分に変更。
（※1） 第1種区域：住居に併せて商業、工業等の用に供されている区域（第2種以外の区域） 第2種区域：主として工業等の用に供されている区域（工業専用地域、工業地域。適用した場合に、生活環境の保持が著しく困難と認められる地域を除く） （※2） 第1種区域：住居に併せて商業等の用に供されている区域（第2種、第3種以外の区域） 第2種区域：住居に併せて工業の用に供されている区域（準工業地域） 第3種区域：主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域） 第4種区域：1～3種区域以外の区域（用途地域の指定がなく、住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域）	

年

特区法等による特例措置

2007
(H19)

・**企業立地促進法（現地域未来投資促進法）による特例措置を制定。（※3）**

	甲種地域	乙種地域	丙種地域
緑地率	15%～20%	10%～20%	1%～10%
環境施設率	20%～25%	15%～25%	1%～15%

2011
(H23)

・「総合特別区域法」による特例措置を制定。
区域内において、条例で独自に緑地・環境施設面積率を定めることができる。（ゼロ%不可）

2011
(H23)

・**企業立地促進法（現地域未来投資促進法）の定める基準を一部緩和。（※3）**

	甲種地域	乙種地域	丙種地域	重複緑地
緑地率	10%～20%	5%～20%	1%～10%	50/100 まで
環境施設率	15%～25%	10%～25%	1%～15%	

2011
(H23)

・「東日本大震災復興特別区域法」による特例措置を制定。
区域内において、条例で独自に緑地・環境施設面積率を定めることができる。（ゼロ%不可）

2021
(R3)

・「国家戦略特別区域法」による特例措置
区域内において、条例で独自に緑地・環境施設面積率を定めることができる。（ゼロ%不可）

（※3）
甲種区域：住居に併せて工業の用に供されている区域（準工業地域）
乙種区域：主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）
丙種区域：乙種区域のうち、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物が無い区域

2.4 工場立地法における緑地の意義

- 公害・災害等の防止に万全を期することはもちろんのこと、進んで工場緑化等を行い、積極的に地域環境づくりに貢献することを基本として進めることが不可欠。
- これを実現するためには、公害に関する規制の強化、防止技術の開発等と並んで、**工場立地の段階から、企業自ら周辺の生活環境との調和を保ちうる基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していくことが必要。**

緑地に期待される効果

➤ 心理的效果

- ・ 周辺地域社会に与える安心感、美的効果

➤ 騒音の防止

- ・ 騒音の軽減
- ・ 視覚遮断による心理的效果

➤ 防災・保安効果

- ・ 火災時の熱放射の緩和
- ・ 避難路・避難地としての活用

➤ 緑地の利用効果

- ・ レクリエーションによる健康増進
- ・ 地域との融和

➤ 太陽幅射の緩和

- ・ 陽射や地面からの熱輻射を緩和

➤ 大気の浄化、飛砂・風塵の防止

- ・ 大気汚染物質の吸着
- ・ 工場内の飛砂・風塵発生を防止

➤ 地下水源の涵養

- ・ 流水を安定させ、地下水供給量を増大

➤ 地盤の改良

- ・ 土砂流出、地盤の崩れの防止

➤ 地球温暖化防止効果

- ・ CO₂を吸収・固定し、地球温暖化防止に寄与

➤ ヒートアイランド現象対策効果

- ・ 蒸発散作用で暑熱を緩和し、排熱削減に寄与

➤ 生物多様性の確保

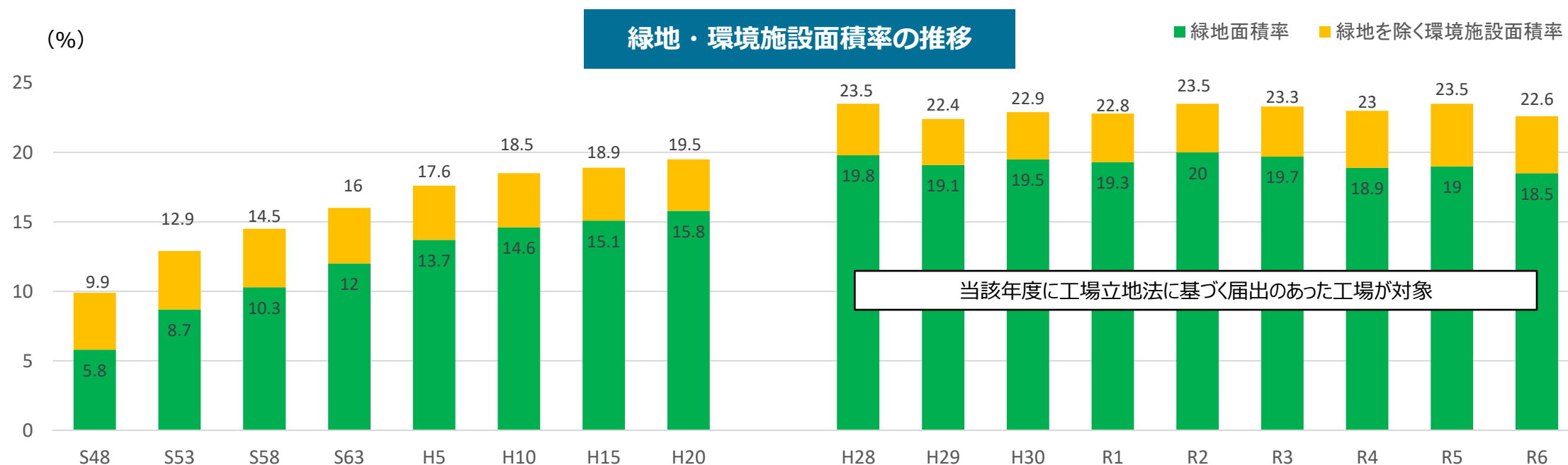
- ・ 緑地整備により、動植物の生息環境を確保

〈緑地の効果のイメージ〉



2.5 緑地・環境施設面積の推移

- 工場立地法が制定された昭和48年以降、特定工場における緑地面積率、環境施設面積率はともに増加傾向。
- 平成28年度以降は、データの制約上、各年度に届出を行った工場のうち緑地面積が把握できたものに限られるが、1工場当たりの緑地面積率は平均18%～20%台、環境施設面積率は平均22%～23%台で、概ね横ばいで推移している。



(出所) 平成21年までは経済産業省調べ。平成28年以降は経済産業省「工場立地法規制の運用状況調査結果」より集計。

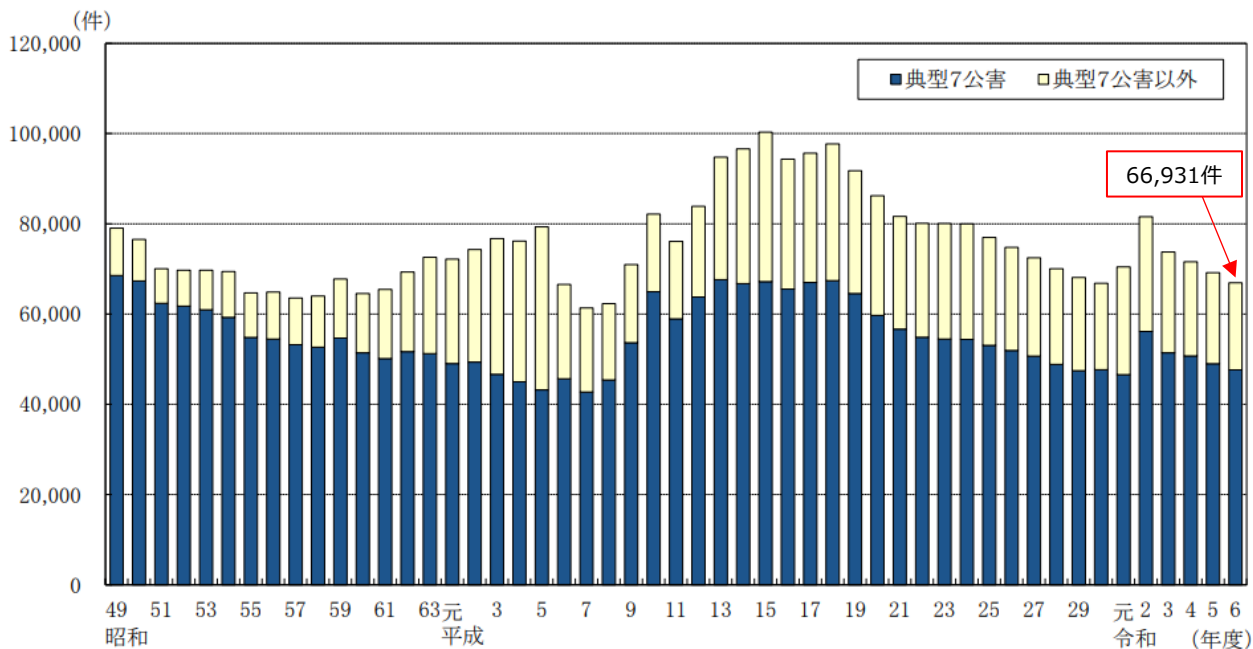
(備考)

1. 特定工場のうち、敷地面積、緑地面積及び環境施設面積情報を把握できている工場を対象に整理。
2. 平成21年までの面積率は、当該年までの間に工場立地法に基づく届出のあった工場のうち緑地面積及び環境施設面積が把握できたものの累計値から算出。平成28年以降については、当該年に工場立地法に基づく届出のあった工場のうち緑地面積が把握できたものの1工場当たりの緑地面積率及び環境施設面積率の平均。
3. 平成28年以降の緑地面積率及び環境施設面積率の平均が国の準則値に満たないのは、地域準則による緩和、法令制定前からの既存工場や工業団地に対する特例等による。

2.6 公害・苦情件数の推移

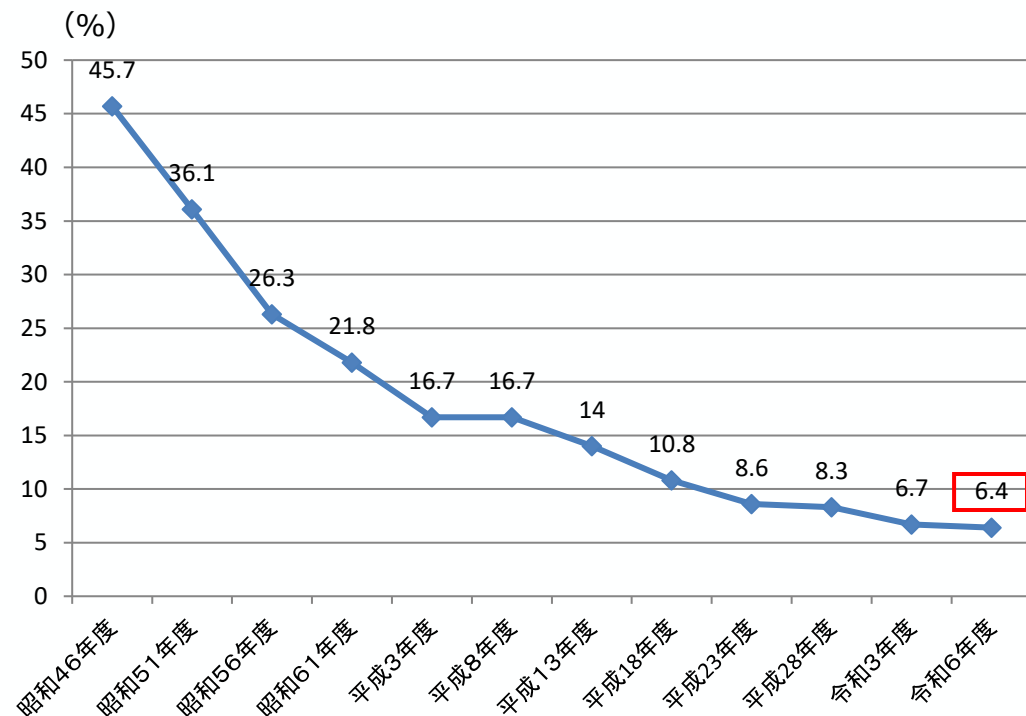
- 総務省の「令和6年度公害苦情調査結果」によると、令和6年度の公害苦情受け付け件数は66,931件。平成15年度以降、減少傾向が続いていたが、令和元年度、2年度と増加し、以降は4年連続減少している。
- 公害苦情件数のうち製造業が占める割合は減少しており、昭和46年度には全体の45.7%を占めていたが、令和6年度では6.4%（4,258件）となっている。

全国の公害苦情受付件数の推移



(出所) 総務省「令和6年度公害苦情調査結果報告書(全体版)」
https://www.soumu.go.jp/main_content/001045127.pdf

公害苦情件数のうち製造業が占める割合の推移



(出所) 総務省「令和6年度公害苦情調査」を基に経済産業省作成

2.7 諸外国における工場に係る緑地規制の状況（総論）

- 他の先進産業国の工場緑地規制は、規制指標や水準において、国ごとに多様なアプローチが見られる。
- しかし、各国に共通して基礎自治体の規制設定裁量が大きく、各自治体の実情に即した規制が行われている（※）。

※調査した各国では、工場の立地可能地区は工業用途の区域に限定されているケースが多いことに留意。

諸外国における工場緑地規制

	国単位での規制	地方自治体単位での規制	
アメリカ	国単位の規制は無し	自治体の裁量で規制指標・水準を設定して運用（セットバック、スクリーニング等）	国単位での規制は無く 自治体側に規制設定の裁量がある
フランス	国単位の規制は無し (都市計画法で、自治体が都市計画文書で定めることが可能な指標を指定)	自治体ごとに規制指標を選択、水準は自治体裁量	
ドイツ	- 工場に対して建蔽率上限の標準値を指定 - 都市計画で定めることが可能な項目の指定	- 必要に応じて国の定めた建蔽率規制を緩和可能 - 各開発地区ごとに規制項目を選択して、自治体裁量の水準のもと規制	国単位の規制はあるが 自治体裁量で緩和可能
イギリス	- NPPFで自治体による開発計画策定の指針設定 - 生物多様性ネットゲイン +10%で規制	開発許可の根拠法となる開発計画を、自治体が国の指針の下で策定	一部緩和できない国単位の規制もあるが 自治体側に裁量がある規制も存在
韓国	産業団地、個別工場それぞれに対して緑地面積や造園面積で規制	個別工場に対しての造園面積規制は、自治体裁量で緩和可能	

2.8 地域準則条例の制定状況

- 2024年現在、工場立地法等 5 法令に基づき、独自の緑地面積率を設定している市町村は732市町村（全体の42%）。これらの市町村において、緑地面積率の緩和により周辺的生活環境の保全への影響があったとの事実は確認されていない。
- 最も制定数の多い、工場立地法に基づく地域準則条例において、緑地面積率を最大限引下げ可能な 5 %まで緩和する区域を設定した市町村（注 1）は406市町村。なお、周辺環境との調和をより向上させる必要がある場合は国の準則値より引き上げることも可能（注 2）であり、実際に緑地面積率を引き上げる区域を設定した市町村も存在。

（注1）「緑地面積率等に関する区域の区分毎の基準」（平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第二号）に規定する第 3 種区域（主として工業等の用に供されている区域）及び第 4 種区域（区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域）が対象。

（注2）「緑地面積率等に関する区域の区分毎の基準」（平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第二号）に規定する第 1 種区域（住居の用に併せて商業等の用に供されている区域）が対象。

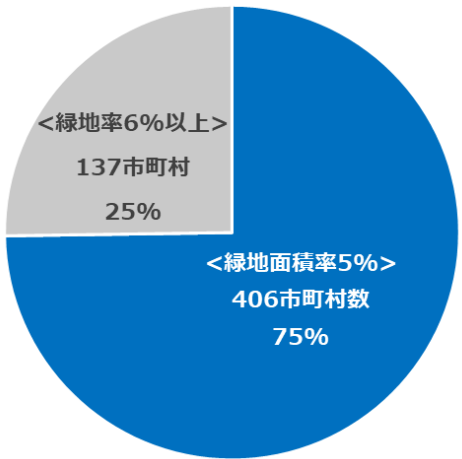
地域準則の制定状況（2024年4月1日時点）

根拠法令	工場立地法	地域未来投資促進法	総合特別区域法	東日本大震災復興特別区域法	国家戦略特別区域法	いずれかの条例を制定（※ 5）
条例制定市区町村数	543	196	16	37	6	732
制定割合	31% （※ 1）	11% （※ 1）	15% （※ 2）	16% （※ 3）	1% （※ 4）	42% （※ 1）

（出所）「工場立地法規制の運用状況調査結果（2022年度、2023年度）」
（備考）

- 1 全国1,741市区町村（2024年4月1日時点）のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。
- 2 総合特別区域法に定める国際戦略総合特別区域計画の作成主体となっている108市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。
- 3 東日本大震災復興特別区域法に指定される227市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。
- 4 国家戦略特別区域法に定める国家戦略特別区域にある335市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。
- 5 1市町村で条例を複数制定している場合があるため、根拠法令ごとの条例制定市町村数の合計とはならない。

工場立地法地域準則条例で制定した緑地面積率の下限值

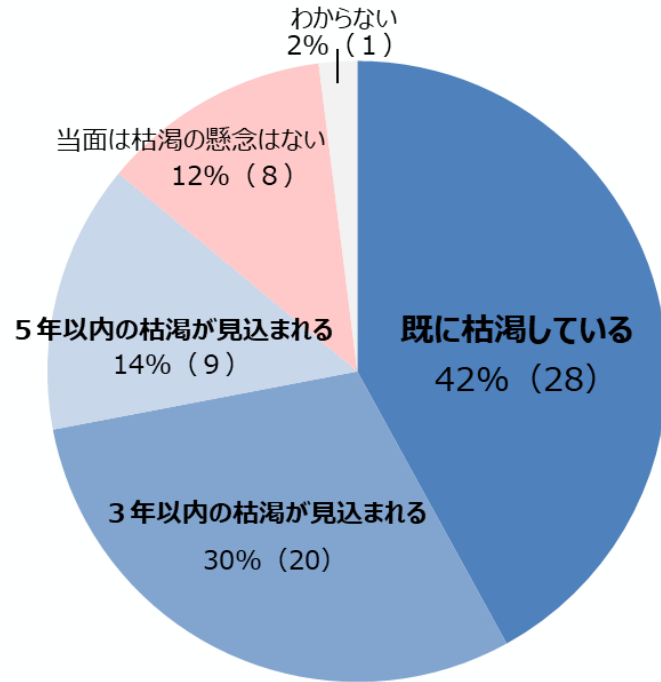


（出所）「工場立地法規制の運用状況調査結果（2022年度、2023年度）」
（備考）2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

2.9 産業用地確保の実態

- 都道府県・政令市の約8割が5年以内に産業団地の枯渇が見込まれると回答。
- これらの自治体では、産業用地の開発スピードが追いついておらず、分譲可能な産業用地面積は、この10年で半減。

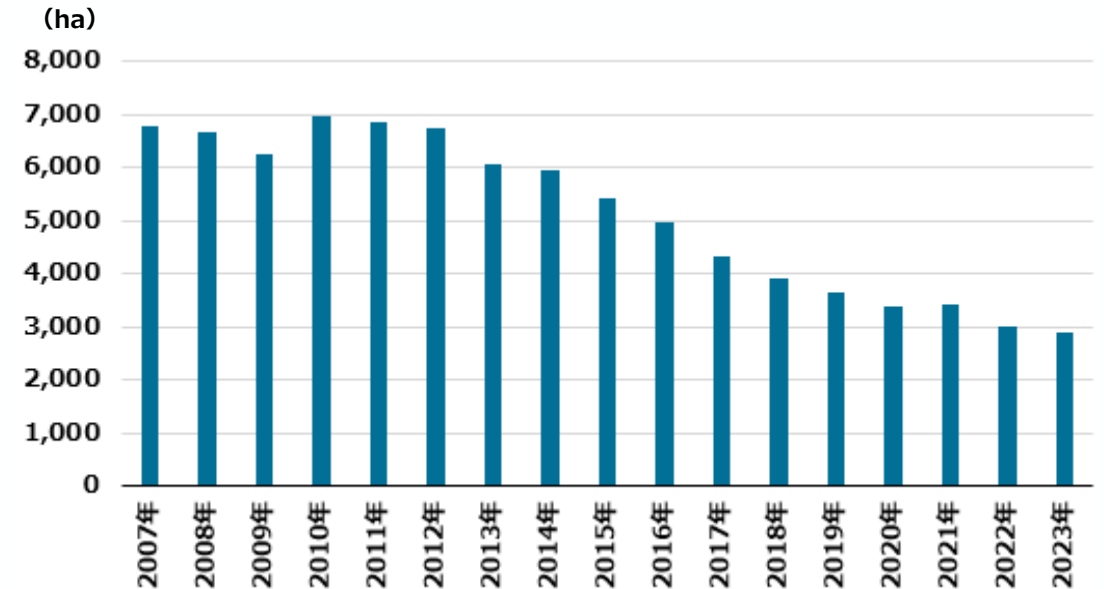
新規の開発が行われない場合の 産業団地供給の見通し



(出所) 経済産業省「各都道府県・政令市向けアンケート調査」(2023年)を基に作成。

(注) 2023年8月～9月において、都道府県・政令市を対象としたアンケート調査。「仮に新たな産業団地の開発がなかった場合、貴都道府県等内の分譲可能な産業団地(貴都道府県等が開発したものに限らず、市町村や民間が開発したものも含む)が枯渇する可能性はあるでしょうか。」という質問に対する46道府県・20政令市からの回答を集計。

産業団地を確保できていないと回答した 42府県に分譲可能な産業用地面積



(出所) 一般財団法人日本立地センター「産業用地ガイド」を基に作成。

(注1) 分譲可能な産業用地面積は、「産業用地ガイド」(※)に基づく当年ごとの産業用地の分譲可能面積。

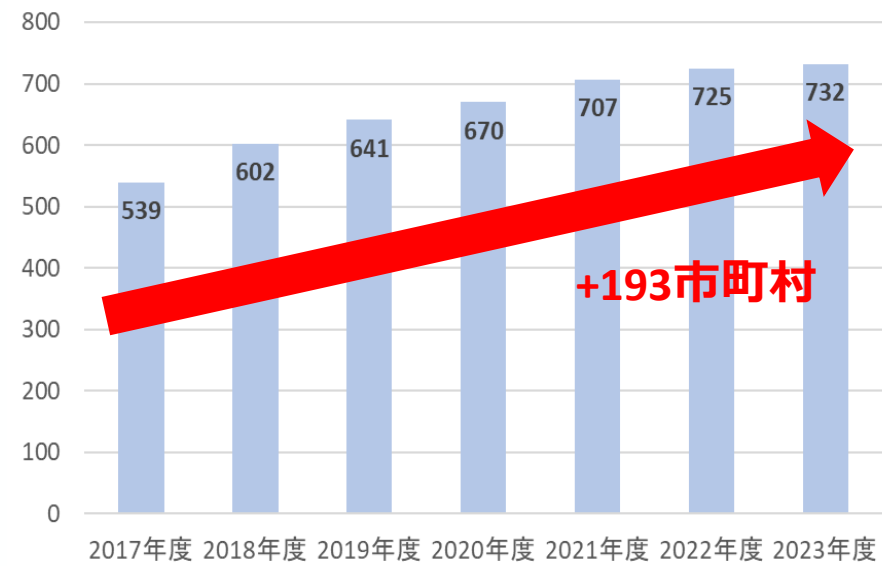
(※) 都道府県・市町村・開発公社・民間ディベロッパーが事業主体となっている全国の造成済・造成中の工業団地、流通団地、研究団地、業務団地等及び集合工場について、**日本立地センターが全都道府県に聞き取り調査**を行い、都道府県から報告のあった全ての用地を集計し算出。

(注2) 経済産業省が実施した「各都道府県・政令市向けアンケート調査(2023年)(左記と同様)」において、「貴都道府県等では、現時点で、直近1年間に、貴都道府県等内における立地(新規・拡充)を検討する企業等からの問い合わせ(ニーズ)に応えられる産業団地(貴都道府県等が開発したものに限らず、市町村や民間が開発したものも含む)を確保できていると認識されていますか。」という質問に対して、「**どちらかと言うと確保できていない**」「**確保できていない**」と回答した42府県を抜粋。

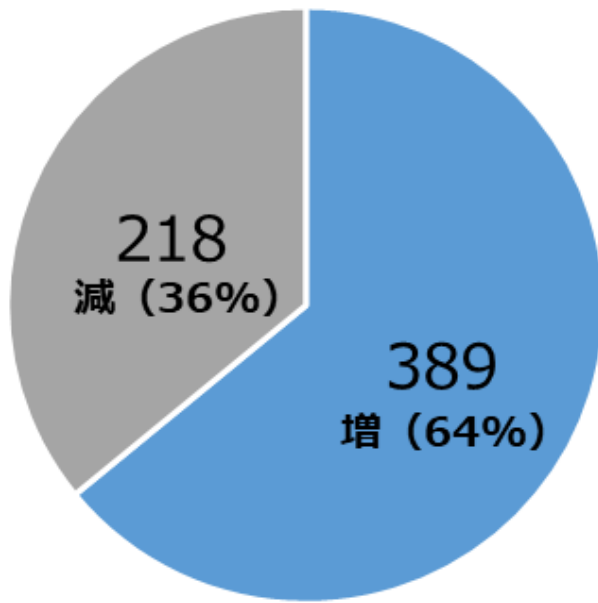
2.10 工場拡張投資の動向

- 工場立地法に基づく緑地規制緩和を実施している市町村数は、毎年増加している。全国1,741の市町村のうち、～2023年度中に **732の市町村が緩和準則の条例を制定**した。
- 工場立地法の規制対象である**特定工場が行った敷地面積の変更の届出**は、年平均（2017～2023年度）で、**面積増が面積減を171件上回っており、届出面積は差し引きで262haの純増**となっている。

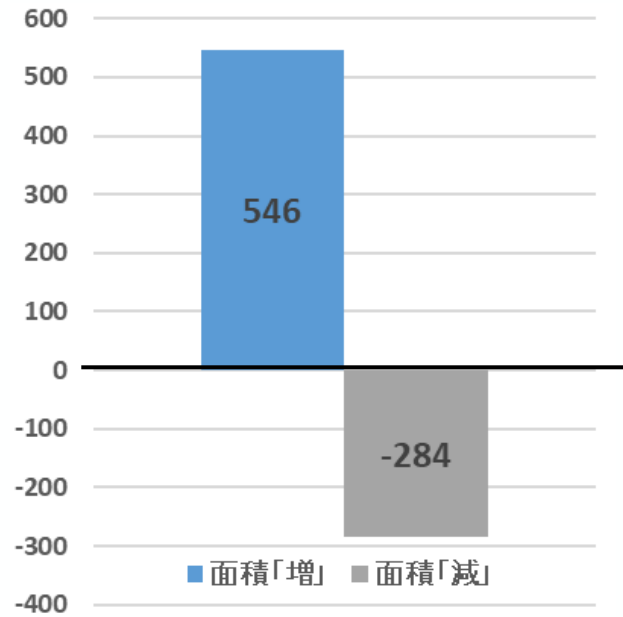
緑地規制の緩和条例を制定（市町村数）



敷地面積増減の届出（件数）



届出における敷地面積増減（ha）



※2017～2023年度実績の年平均値

(出所) 「工場立地法規制の運用状況調査結果（2022年度、2023年度）」より集計。
(注1) 工場立地法、地域未来投資促進法（「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」）、総合特別区域法、東日本大震災復興特別区域法、国家戦略特別区域法のいずれかに基づき、市町村が独自の緑地率等を設定する際には、条例を制定する必要がある。
(注2) 工場立地法の規制対象となる特定工場（製造業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）、ガス供給業、熱供給業の工場であって、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上のもの。）は、敷地面積の変更を行う際には、同法第8条第1項に基づき届出が必要。

2.1 1 緑地面積率等規制についての基本的な認識①

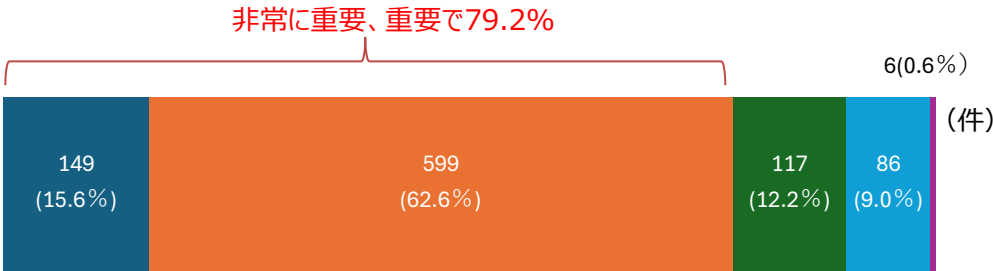
(経済産業省 工場立地法に関する市区町村・企業アンケート結果)

- 工場立地法に基づく緑地規制について、全国の市区町村と、大規模設備投資を伴う成長投資を実施した事業者を対象に行ったアンケート調査によれば、回答のあった**市区町村の約 8 割、企業の約 7 割が、工場等が緑地を整備することは重要**と考えている。
- 企業における緑地の評価についても、「**周辺住民の生活環境の維持向上**」のほか、「**企業の社会的責任**」、「**企業イメージ**」、「**労働環境の維持**」、「**景観**」といった項目で高く、「法に基づき仕方なく整備する」、「緑地以外の環境施設で代替可能」といった項目は比較的低い。

工場における緑地整備の重要性

■ 非常に重要 ■ 重要 ■ わからない ■ あまり重要でない ■ 全く重要でない

市区町村

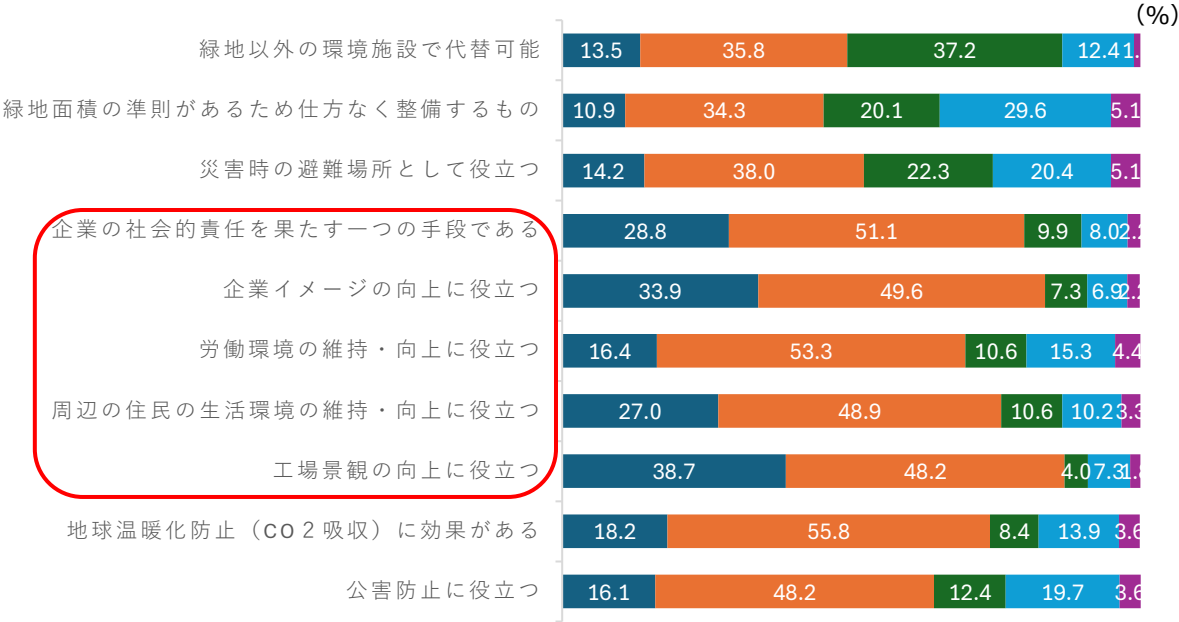


企業



工場敷地内の緑地に対する企業の評価

■ 非常にそう思う ■ やや思う ■ わからない ■ あまり思わない ■ 全く思わない

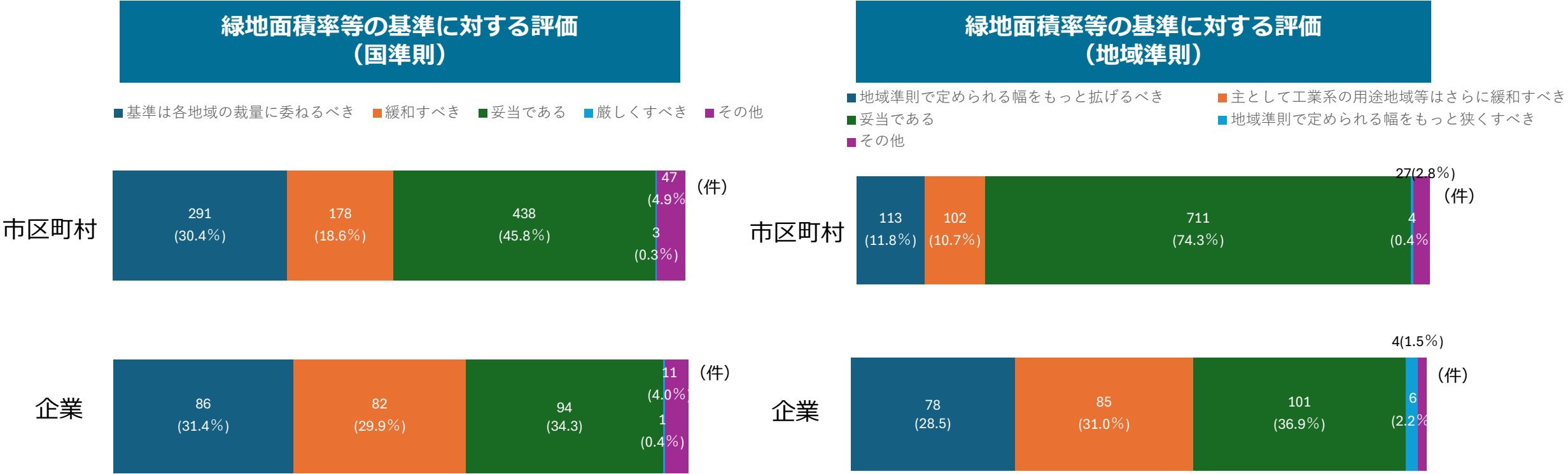


(出所) 市区町村アンケートは、経済産業省、一般財団法人日本立地センター「工場立地法の運用状況に関するアンケート」（2025年度）、企業アンケートは経済産業省「工場立地法の運用状況等に関するアンケート」（2025年度）を基に作成。

2.1 2 緑地面積率等規制についての基本的な認識②

(経済産業省 工場立地法に関する市区町村・企業アンケート結果)

- 全国基準（国準則）については、市区町村、企業ともに「妥当」の評価が4割前後と最も多い。一方で、「地域の裁量に委ねるべき」が市区町村、企業ともに約3割、「緩和すべき」が市区町村で約2割、企業で約3割となっている
- 地域準則については、市区町村の7割強、企業の4割弱が「妥当」としている。一方で、「地域準則の幅を拡大すべき」、「工業系の用途地域等で更に緩和すべき」の合計は、市区町村で約2割、企業で約6割となっている。



(出所) 市区町村アンケートは、経済産業省、一般財団法人日本立地センター「工場立地法の運用状況に関するアンケート」（2025年度）、企業アンケートは経済産業省「工場立地法の運用状況等に関するアンケート」（2025年度）を基に作成。

3. 特定の工場に対する緑地規制の特例措置の 制度設計について

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための 産業競争力強化法等の一部を改正する法律の概要

背景・法律の概要

- ✓ 米国の関税措置等の国際経済事情の変化、資源価格の変動等によるインフレ圧力、人口減少や少子高齢化等の経済社会情勢が変化中、産業競争力の一層の強化を図るためには、我が国企業の事業活動を持続的に発展させることが重要。
- ✓ このため、①国内投資の促進による事業の高付加価値化、②海外需要開拓や安定的な原材料確保を通じた供給網の強靱化、③事業活動の基盤となる用地の整備や担い手の確保に資する生活基盤の維持を一体的に行う。

1. 事業の高付加価値化のための設備投資の促進【産業競争力強化法】

- ・国内での高付加価値な成長投資を、「大胆な投資促進税制」や、計画認定制度に基づく金融支援等により促進。
 - (1) 「大胆な投資促進税制」による国内における高付加価値な成長投資の促進
 - ・全業種を対象に、①投資利益率が15%以上、②投資規模が35億円(中小：5億円)以上等の「特定生産性向上設備等」を経済産業大臣が確認した場合に、即時償却又は税額控除7%等を適用。
※租税特別措置法に基づく特例。令和11年3月31日までに投資計画の確認を受けた者が確認を受けた日から5年の間に取得等をして事業の用に供した機械及び装置、建物、建物付属設備、構築物、器具備品、工具、ソフトウェアが対象
 - ・事業適応計画（国際経済事情激変型）の認定を受けた事業者については、最大3年間、税額控除の繰越が可能。
 - (2) 金融支援による高付加価値な成長投資に向けた資金調達の円滑化
 - ・事業適応計画（国際経済事情激変型・事業費上昇型）の主務大臣認定を受けた場合に、金融支援を措置（日本政策金融公庫のツーステップローン等、中小機構の債務保証、社債管理者の設置義務の緩和）。

2. 本邦企業の供給網の強靱化への対応【貿易保険法】

- (1) 本邦企業の供給網の強靱化の対応のために特に必要な外国政府との取決め（日米政府の戦略的投資イニシアティブを想定）に係る特別な引受業務の創設
- (2) 特別な引受業務の経理を行う特別勘定、特別勘定の健全性の確保等のための国債の交付に係る措置の創設

3. 産業用地等の産業基盤の整備【地域未来投資促進法】

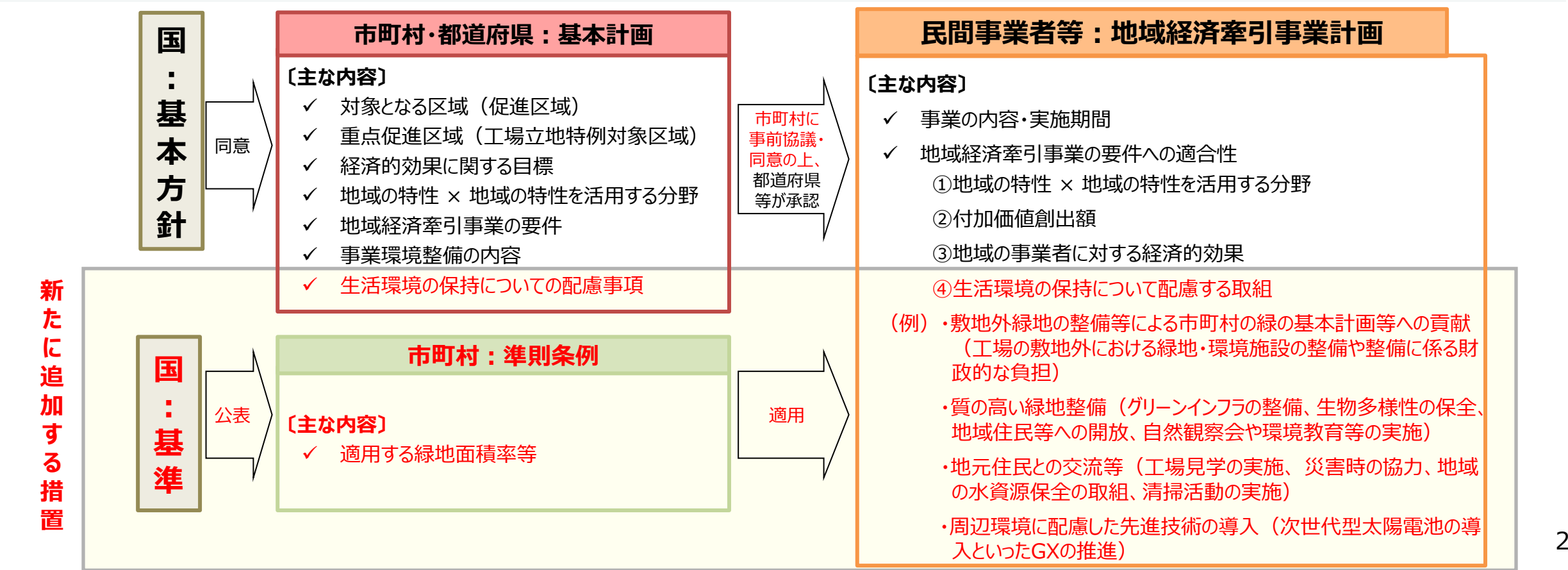
- (1) 産業用地確保のための既存用地の条件改善
 - ・生活環境との調和、地元の理解を前提に、「地域経済牽引事業」※の用に供される工場等の工場立地法の緑地規制を特例緩和
※地域の特性を生かし、高い付加価値を創出する事業
 - ・地域経済牽引事業の用に供されるデータセンター（工業用水給水区域に限る）に対する、工業用水の供給の義務付け
 - ・財政力の低い自治体が、地域経済牽引事業に係る土地・建物の固定資産税を減免する場合に減収分を国が補填する措置について、機械・装置を対象に追加
- (2) 産業用地整備に係る計画承認制度の創設
 - ・都道府県又は市町村による地域経済牽引事業のための産業用地の整備に関する計画の承認
 - ① 官民連携で産業用地の整備を進める際の土地譲渡に係る課税特例※
※租税特別措置法に基づく措置
 - ② 中小機構による融資及び助言

4. 産業の担い手の確保に資する生活基盤の維持【産業競争力強化法】

- (1) 生活維持役務等供給事業効率化の計画認定制度の創設
 - ・生活必需品の販売、交通、物流、SS（ガソリンスタンド等）、自動車整備等の需要減少・供給不足に対応し、事業の効率化（合理化、多角化、広域化）により採算性向上を図る計画を認定。
 - ・主務大臣が実施指針を策定し、事業者が申請した計画を行政庁（市町村長、都道府県知事又は主務大臣）が認定。
 - ①金融支援： 信用補完、公庫の低利融資、中小機構等の債務保証
 - ②事業円滑化： 生協の員外利用許可と事業計画の認定手続のワンストップ化
地方公務員が参画する事業計画における兼業許可権者との事前協議
（認定及び許可の判断の整合性を確保し、円滑な事業実施を可能に）
 - ③組織変更等： 事業協同組合等の設立要件の緩和（発起人数：4人→3人）、事業譲渡の債権者承認手続の簡素化 等
- (2) 支援機関の認定制度の創設
 - ・事業効率化の計画策定・伴走、情報提供等を実施する支援機関を認定。
※ 商工団体、地域金融、生協、農協等の協同組合、産業・職能別団体 等
・市町村等は、認定支援機関等を構成員とする協議会を組織可能に

3.1 地域未来投資促進法等の改正で予定する新たな緩和措置のスキーム

- 国は産業構造審議会の意見を聴いて、基準を公表する。
- 市町村・都道府県は、地域未来投資促進法の基本計画において、重点促進区域における工場立地特例対象区域の設定とともに、生活環境との調和に関する配慮事項を記載。市町村は国の基準に基づく条例を制定。
- 適用を受けようとする民間事業者等は、地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画において、生活環境の保持について配慮する取組を記載して都道府県等の承認（都道府県は市町村の同意を得る）を受けることが必要。



3.2 地域経済牽引事業の用に供する工場等に対する緑地面積率等の基準の緩和

- 地域経済牽引事業用工場等に係る緑地及び環境施設の面積率の基準値は、市町村の裁量を拡大し、最大限、当該区域の実情に応じ設定できるよう、1%以上とする。
- 対象工場等に求める「生活環境の保持について配慮する取組」は、立地区域及び周辺地域の状況に照らして、地域の生活環境の保持に最も寄与するような内容、規模、頻度等となるものとする。取組は、類型（i）から（iv）のうち、一つ以上の取組を求めることとするが、住居の用にも供される区域においては、「緑地の質・量の確保に関する取組」（類型（i）又は（ii））を含めることとする。
- いずれの場合も、緑地及び環境施設の配置は、当該工場等の敷地の周辺部に、周辺の地域の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行う（例：住居等に近接する場合は、住宅に近接する工場敷地の周辺部に緑地等の配置を行う）。

新たな 特例措置	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居・工業併用で供されている区域 (準工業地域) (甲種区域)	主として工業等の用に供されている区域 (工業地域、工業専用地域) (乙種区域)	主として工業等の用に供されている区域のうち、一般住民の日常的な生活の用に供する施設が無い区域 (丙種区域)	区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域	重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合
環境施設	工場立地特例対象区域内において承認された事業を実施する工場について、条例で独自に環境施設面積率を定めることができる（1%以上）					100/100まで
うち緑地	工場立地特例対象区域内において承認された事業を実施する工場について、条例で独自に緑地面積率を定めることができる（1%以上）					
生活環境の保持について配慮する取組	緑地の質・量の確保に関する取組 （i）敷地外緑地の整備等による市町村の緑の基本計画等への貢献 （ii）質の高い緑地整備 緑地以外の周辺環境への配慮に関する取組 （iii）地域住民との交流等に関する取組 （iv）周辺環境に配慮した先進技術の導入 ※住居の用にも供される区域については（i）又は（ii）の取組を含める。					

（注） 1. 環境施設とは、緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう（工場立地法第四条第一項第一号）。

2. 表に含まれない区域（都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域の定めのない地域）の緩和における生活環境の保持について配慮する取組は、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に、最も当てはまる地域区分と同等の取組を基本計画から選択。

3.3 「生活環境の保持について配慮する取組」の類型化の具体内容

類型	地域経済牽引事業用工場等が行う取組例	期待される効果	留意点
(i) 敷地外緑地の整備等による市町村の緑の基本計画等への貢献 (P.27)	- 当該区域の生活環境の向上に資する、工場の敷地外における緑地・環境施設の整備や整備に係る財政的な負担 - 市町村が策定した緑の基本計画等に定められた取組の実施	- 緑地の量を実質的に減らすことなく工場敷地の有効活用が可能 - 緑の基本計画等の実現 - 工場へのイメージ向上	近隣に緑地等を整備する余地がなく、他の手法によっても工場周辺の地域の生活環境の保持がなされないと見込まれる場合は、条例で定める対象工場の緑地率の緩和の度合いを生活環境の保持がなされるよう調整する。
(ii) 質の高い緑地整備 (P.28,29)	- 工場の敷地内における地域の課題解決に繋がる機能を持たせた緑地（グリーンインフラ）の整備 - 生物多様性の保全に繋がる質の高い緑地の整備 - 質の高い緑地・環境施設等の地域住民等への定期的な開放 - 質の高い緑地等を活用した自然観察会の開催や環境教育活動の実施 ※住民・市町村との合意に基づく取組であって、生活環境の向上に繋がるものとする。	- 質を高めることにより、緑地が発揮する効果が向上 - 地域住民が工場緑地等から得られる効果の増加 - 工場へのイメージ向上	- 減少する緑地の量に対し、それに見合う質の向上の評価に当たっては、既存の認証制度（TSUNAG、自然共生サイト等）における認証の評価項目を参考とする。 - 減少する緑地の量に対し、それに見合う形で地域住民の生活環境の保持に寄与する取組について、住民・市町村との間で合意を得られたものを対象とする。
(iii) 地域住民との交流等に関する取組 (P.30)	- 地域住民等に対する工場見学の受け入れ - 災害時の協力 - 地域の水資源保全の取組 - 地域の道路や公園等の公共空間での定期的な清掃活動の実施 ※住民・市町村との合意に基づく取組であって、生活環境の向上に繋がるものとする。	- 地域の生活環境全般の改善 - 工場へのイメージ向上	減少する緑地の量に対し、それに見合う形で地域住民の生活環境の保持に寄与する取組について、住民・市町村との間で合意を得られたものを対象とする。
(iv) 周辺環境に配慮した先進技術の導入 (P.31)	一般的な工場においてはまだ普及していないグリーントランスフォーメーション（GX）等、周辺環境に配慮しつつ、地域を含めた環境の保全に資する次世代先進技術を活用した環境設備の導入 ※住民・市町村との合意に基づく取組であって、生活環境の向上に繋がるものとする。	- CO2削減等による地域を含めた広域的な環境の保全 - 工場へのイメージ向上	減少する緑地の量に対し、それに見合う形で地域住民の生活環境の保持に寄与する取組について、住民・市町村との間で合意を得られたものを対象とする。

3.4 緑地面積率・環境施設面積率、重複緑地算入率の基準（準則）

		住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域（準工業地域）	主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）	専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）	区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域	重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合
通常の場合	環境施設	25%					25/100まで
	うち緑地	20%					
工場立地法 市区町村準則	環境施設	25%超～35%	15%～30%	10%～25%未満	－	10%～30%	50/100まで
	うち緑地	20%超～30%	10%～25%	5%～20%未満	－	5%～25%	
地域未来投資 促進法	環境施設	－	15%～25%未満	10%～25%未満	1%～15%未満	－	50/100まで
	うち緑地	－	10%～20%未満	5%～20%未満	1%～10%未満	－	
地域未来投資 促進法 (承認された工場)	環境施設	工場立地特例対象区域内において承認された事業を実施する工場について、条例で独自に環境施設面積率を定めることができる。（下限値は1%）					100/100まで
	うち緑地	工場立地特例対象区域内において承認された事業を実施する工場について、条例で独自に緑地面積率を定めることができる。（下限値は1%）					
総合特別区域法 東日本大震災 復興特別区域法 国家戦略 特別区域法	環境施設	区域内において、条例で独自に環境施設面積率を定めることができる。（下限値は1%）					100/100まで
	うち緑地	区域内において、条例で独自に緑地面積率を定めることができる。（下限値は1%）					

- (注) 1. 環境施設（含む緑地）は、敷地面積の15%以上（条例により環境施設面積率が15%未満である場合は、当該面積率に相当する分）を、敷地内の周辺部に、地域の生活環境保持に最も寄与するように配置する必要がある（工場立地法第四条第一項第二号、工場立地に関する準則第四条）。
2. 表に含まれない区域（都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域の定めのない地域）の緩和における生活環境の保持について配慮する取組は、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に、最も当てはまる地域区分と同等の取組を基本計画から選択。

3.5 (i) 敷地外緑地の整備等による市町村の緑の基本計画等への貢献

- 当該区域の生活環境の向上に資する、工場の敷地外における緑地・環境施設の整備や整備に係る財政的負担など、市町村が策定した緑の基本計画等に定められた方針に沿った取組の実施。

取組イメージ（現在の実施事例）

- 大阪府堺市では、新たな緑地の確保が敷地内だけでは困難な場合に、工場緑地の不足による企業の市外流出防止や老朽施設の更新を促すため、企業が市に負担金を支払い、里山（南部丘陵における市有地）の保全に貢献することで、保全に相当する面積を工場緑地として認める「敷地外緑地制度」を導入している。



(出所) 大阪府堺市HP

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/koen/midori_enjoy/hozen/satochisatoyamahozen/kigyounominasama.html

- 千葉県白井市では、特に公園が少ない地域に、憩い、遊び、運動など様々な目的で利用でき、地域のレクリエーションの拠点となる公園を整備するプロジェクトへの寄付を企業版ふるさと納税で募った。この公園は災害時に、非常用設備を備え地域の避難場所としても活用されている。



(出所) ふるコネ 防災機能を備えた地域のレクリエーション拠点としての公園整備 (千葉県白井市)

<https://furu-con.jp/projects/566/detail>

3.6 (ii) 質の高い緑地整備

- 地域経済牽引事業用工場等の敷地内における地域の課題解決に繋がる機能を持たせた緑地（グリーンインフラ）や、生物多様性の保全に繋がる質の高い緑地の整備。

取組イメージ（現在の実施事例）

- 株式会社デンソー大安製作所（三重県いなべ市）では、出退勤時の道沿いの植栽で、人の五感を刺激するというコンセプトで植物選定・配植を行ったり、食堂周辺にも気軽に集い・くつろぎ・癒される空間を整備するなど、従業員の働きやすい環境づくりに力を注いでいる。



（備考）令和5年度緑化優良工場等中部経済産業局長表彰受賞工場

- キヤノンメディカルシステムズ株式会社（栃木県大田原市）では、1979年操業以来、工業団地内で長年にわたり高い緑地率を維持している。敷地内に在来種の植樹を行い緑地の改善するとともに、2014年には蝶のビオトープを実現している。近隣の小学生等を対象とした生きもの観察会や昆虫、野鳥のモニタリングにも取り組み、地域の環境教育にも貢献している。



（備考）令和7年度緑化優良工場等関東経済産業局長表彰受賞工場

- 株式会社アマダ富士宮事業所は、すり鉢型の地形を活かし、レインガーデン（雨庭）とバイオスウェルを設置。この構造は、砂利で構成されたバイオスウェルで雨水を一時貯留し、地下へ浸透させ、最も低い場所のレインガーデン（雨庭）で残りの水を浄化・貯留するもの。樹木の根の浄化機能も活用したグリーンインフラとして、環境保全と防災を両立させている。



（備考）令和7年度緑化優良工場等経済産業大臣表彰受賞工場

3.7 (ii) 質の高い緑地整備（質の高い緑地を用いた地域貢献活動等）

- 工場内の緑地・環境施設等の地域住民等への定期的な開放、緑地・環境施設を活用した自然観察会の開催や環境教育活動といった、住民・市町村との合意に基づく生活環境の向上に繋がる取組の実施。

取組イメージ（現在の実施事例）

- 群馬県藤岡市の株式会社チノー藤岡事業所では、地元大学と協働して工場敷地内に周辺の里山環境を復元したビオトープを設置。地域コミュニケーションの拠点として毎週定期的に開放するほか、毎年複数回、地元小学生向けに生物多様性を学ぶ環境教育を定例化して実施している。



（備考）令和7年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰受賞工場

- 埼玉県三芳町の石坂産業(株)では、不法投棄の温床だった周辺の雑木林を里山へと再生し、環境教育フィールド「三富今昔村」として開放。訪れる見学者は、年間6万人以上。埼玉県で唯一「体験の機会の場」として認定され、幼稚園から大学まで多くの教育機関関係者が訪れている。自然と共生する社会の担い手を育むために、子どもから企業団体まで、幅広い見学・学習プログラムを展開。



（写真提供）石坂産業(株)

3.8 (iii) 地元住民との交流等に関する取組の実施

- 地域住民等に対する工場見学の受け入れ、災害時の協力、地域の水資源保全、地域の道路や公園等の公共空間での定期的な清掃活動の実施といった住民・市町村との合意に基づく生活環境の向上に繋がる取組の実施。

取組イメージ（現在の実施事例）

- 岐阜県大垣市のコベルコ建機(株)大垣事業所では、3年前から一般開放した「感謝祭」を開催しており、住民から「何をしている工場なのか理解できた」等との声が聞かれる。
- 新潟県新潟市のナミックス(株)では、「構内および周辺環境の美化活動」の一環として、本社工場等の3拠点の清掃活動「クリーン作戦」を実施。地域の一員として綺麗な街づくり・環境づくりに貢献する活動を推進。さらに農業にも取り組むこととしており、2028年度に地域とともに未来の農業を生み出す共創拠点を竣工予定。地域住民とともに取り組める環境づくりを続けていきたい意向。
- 宮城県美里町のキョーユー(株)では、地域の自主防災組織と災害時の避難所施設利用協定の締結を行っている。新潟県燕市のシンワ測定(株)では、自治体を実施する「燕三条 工場の祭典」等への参加等を通じて、地域住民との交流を図っている。



(写真提供) コベルコ建機(株)、ナミックス(株)、シンワ測定(株)

3.9 (iv) 周辺環境に配慮した先進技術の導入

- 一般的な工場においてはまだ普及していないグリーントランスフォーメーション（GX）等、周辺環境に配慮しつつ、地域を含めた環境の保全に資する次世代先進技術を活用した環境設備の導入。

取組イメージ（現在の実施事例）

【次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）】

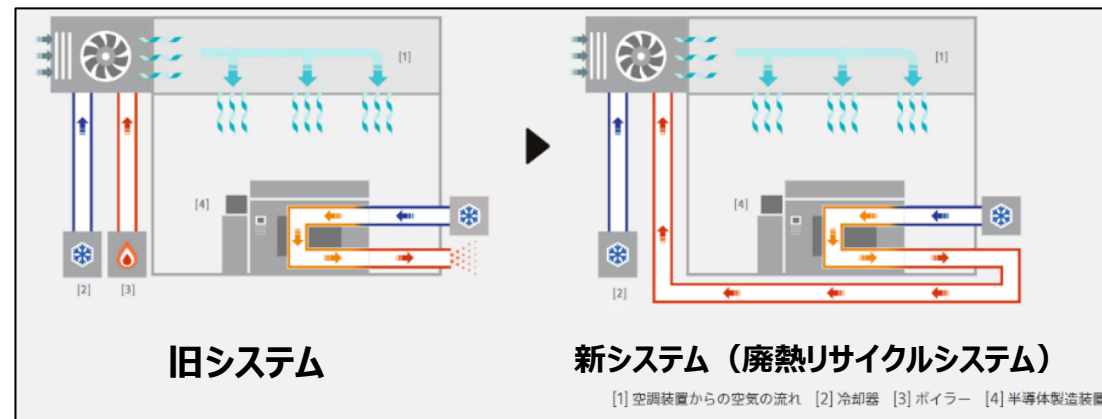
- 既存のシリコン太陽電池よりも軽量・柔軟であることから、従来は設置困難であった場所（耐荷重性の低い工場の屋根、壁面等）にも導入を進めていくことが可能。
- グリーンイノベーション基金事業にて、様々な設置形態や、工法含めたフィールド実証を行い、また、ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業にて、支援を今年度より開始し、社会実装を進めているところ。



（出所）AISIN「ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向けた安城工場での社内実証を開始」

【廃熱リサイクルシステム】

- 排出されていた熱の再利用や、化石燃料消費とCO2排出の削減を実現する取組として、ソニー長崎テクノロジーセンターの廃熱リサイクルシステムは、従来は燃料で生成した蒸気を使用していたが、廃熱リサイクルシステム（工場内の製造装置が発する熱を循環して活用）を導入し、エネルギー効率を約2.1倍向上させることに成功。
- 従来約9,300トン/年であった二酸化炭素の排出量は、約4,400トン/年まで減少（約52パーセントの削減）。



（出所）SONY「<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/eco/technology/plant.html>」
「<https://www.sony-semicon.com/ja/news/2021/2021042001.html>」

（出所）経済産業省資源エネルギー庁「グリーンイノベーション基金事業「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画」

3.10 地域未来投資促進法等の執行上の取扱いについて

- 今回の地域未来投資促進法等の改正は、第221回特別国会において「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」として成立し、令和8年6月5日に公布された。
- 本法の施行にあたり、運用上の関連事項として、以下の取り扱いを整理した。

1. 産業競争力強化法の認定事業者に対する取扱い

- 今般、経済社会情勢が変化する中で我が国の企業の事業活動を持続的に発展させるため、一連の関係法改正により産業競争力の一層の強化を図る措置を講ずる方針。
- うち、産業競争力強化法の認定を受け、高付加価値化のための成長投資を行う事業者は、潜在的に承認地域経済牽引事業者になり得ると想定される。
- よって、産業競争力強化法の認定事業者で、地域未来投資促進法と内容・プロセス面で同等の条件を満たし、都道府県及び市町村による同意が行われた者については、地域未来投資促進法による工場立地法の緑地規制の特例その他産業基盤関連の措置を適用可能とする

2. 地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業計画の担保についての取扱い

- 地域未来投資促進法による工場立地法の緑地規制の特例を適用される事業者は、承認地域経済牽引事業計画に記載するとおり、生活環境に配慮する取組を確実かつ継続的に実施することが必要。
- このため、当該事業者は、同計画期間の各事業年度における実施状況について、生活環境への配慮の取組実績も含めて都道府県知事に報告することとする。
- また、計画期間終了後においても、企業の生産活動が合理的な範囲で継続できるよう、計画に定めた事業を実施し、緑地面積率等や生活環境への配慮の取組が適切に継続される限り、特例は維持される。但し、計画内容の継続がなされない場合は、都道府県知事による承認取り消しにより、特例の適用は終了することとする。

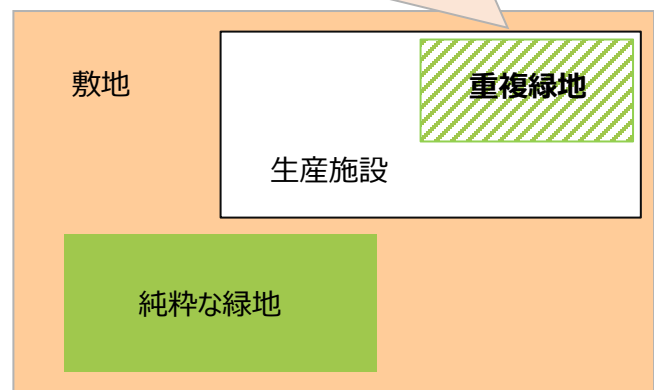
4. 全国的な緑地規制の運用見直しについて

4.1 重複緑地について

- 重複緑地とは、緑地以外の施設と重複して設置された緑地であり、具体的には、緑化駐車場、パイプの下の芝生、屋上緑化、壁面緑化等が想定される。
- 重複緑地は、純粋な「緑地」と同等の効果とはいえない※ことから、工場立地法上の「緑地」として算入できる割合を制限。一方、市区町村が、各法律に基づく条例により、地域の実情に応じて算入率を緩和することが可能。

重複緑地

緑地面積の一定の割合で重複緑地を工場立地法上の「緑地」として算入可能



(例) 屋上庭園、パイプの下の芝生、緑化駐車場、壁面緑化、太陽光発電施設が設置された芝生 等

重複緑地の算入率基準

	算入上限率 (緑地として加算出来る割合)
①国準則	25 / 100
②工場立地法 市区町村準則	50 / 100
③地域未来投資促進法 市区町村準則	50 / 100
④特区	100 / 100

- 緑地面積率、環境施設面積率を規定した基準（準則）は、上記①～④がある。
- ①から④に向かうほど規制緩和の割合が強くなるとともに、優先して適用されるよう制度設計されている。
- ④は国家戦略特区等、特定の対象地域にのみ適用。

屋上緑化の事例 エスベック（株）神戸R&Dセンター



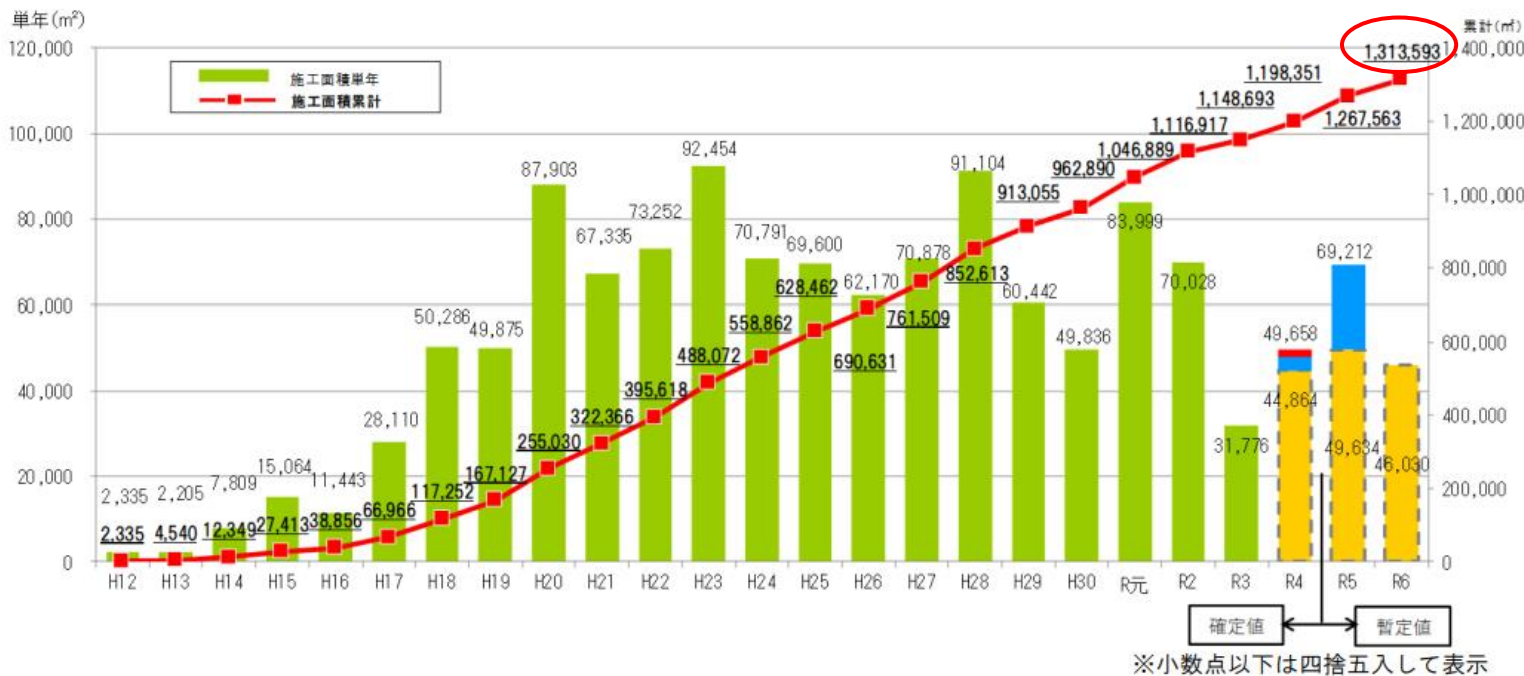
- 同社子会社のエスベックミック（株）の技術により、屋上という荷重に制限がある中で、底面灌水装置がついたプラスチック製の屋上緑化ユニットに、予め育成した厚さ3～5cm程度の薄層のマット状の苗を敷設することにより、短期間で地域性の高い植物の保全を図ることが可能。

(※) 参考：工場立地法小委員会報告書（平成16年1月） 資料4
第5回 産業構造審議会 地域経済産業分科会 工場立地法検討小委員会 (METI/経済産業省)

4.2 壁面に設置する緑地の普及と他法令の法令上の取扱い

- 壁面緑化は、令和6年に約4.6haが施工され、平成12年から令和6年までの25年間で、約131haが施工された。
- 都市緑地法の緑化地域における壁面緑化の算定方法は、過去には水平延長に1.0mを乗じた面積としていたが、平成30年の改正（※）により、壁面の正面から見た際の面積（鉛直投影面積）を算定することとされている。

壁面緑化の施工面積の推移



（出所）国土交通省「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」（令和7年12月12日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000573.html

壁面緑化の事例
ヤンマー東京（東京都中央区）



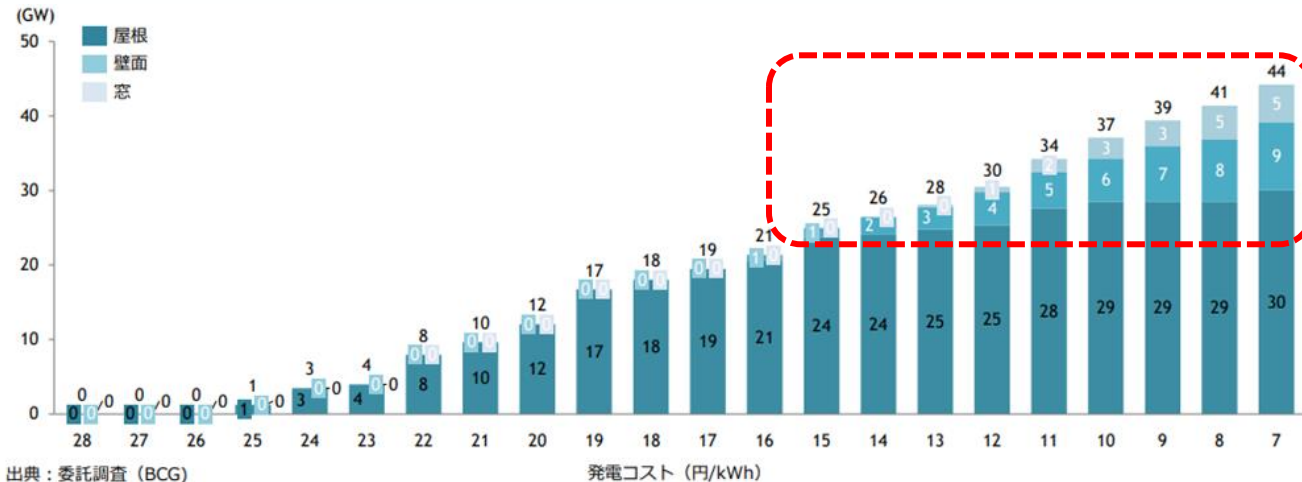
（出所）国土交通省「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」（令和5年12月11日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000472.html

4.3 壁面に設置する環境施設の導入拡大の動き

- ペロブスカイト太陽電池は、従来のシリコン太陽電池の設置が困難であった場所への導入が可能であり、国産の再生可能エネルギーとして、新たな導入ポテンシャルの可能性が期待されている。
- 経済産業省「次世代型太陽電池戦略」において、量産技術の確立・生産体制整備・需要の創出を三位一体で取り組むこととしており、耐荷重性の低い屋根のほか、建物壁面や窓など、多様な設置形態での導入拡大が見込まれる。

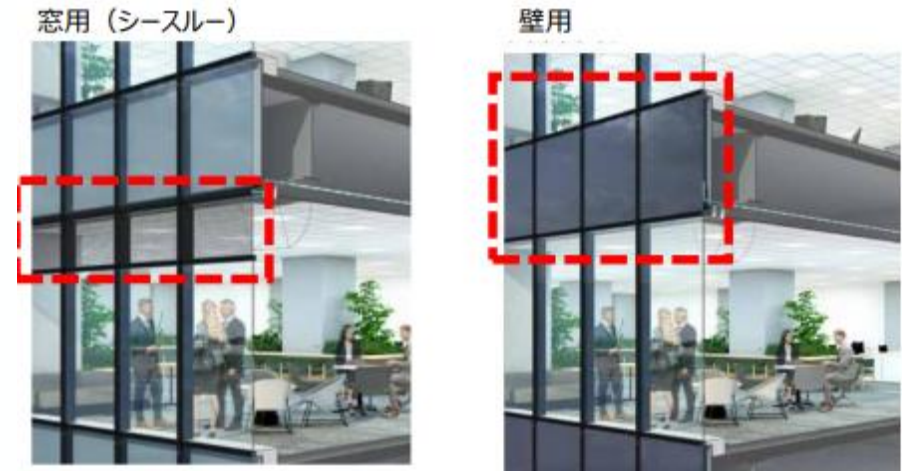
ペロブスカイト太陽電池の国内需要見込み

- 発電コストの低減に伴う導入需要の拡大の推計を、設置場所別に見ると、屋根を中心に導入が進み、発電コストがさらに低下することで、壁面や窓への導入も拡大することが見込まれる。



注1：太陽光発電のパネル容量がパワコンの容量を超過する過積載を考慮
注2：発電コストは屋根置きを前提としたペロブスカイト太陽電池の発電コストとなり、設備利用率や発電効率を考慮すると壁・窓置きにおける発電コストは高くなることが想定される。価格感応度には回答者のバイアスが含まれており、経済性を正確に反映出来ていない可能性がある点は留意が必要
注3：上記推計は、事業者の価格感応度と発電コストが合致する場合に、ペロブスカイト太陽電池の追加設置が可能な場所全てについて、ペロブスカイト太陽電池が導入される前提を置いている。なお、ペロブスカイト太陽電池の経済性がシリコン太陽電池の経済性を上回った場合のみ導入が進むとの仮定の下での推計では、約16円/kWhまで発電コストが低減した後に一定の規模の需要が立ち上がる。

建物窓・壁面への設置の取組例



提供：(株)カネカ

設置場所に合わせた種類のペロブスカイト太陽電池を利用することで、意匠性を確保しながら設置することが可能。

(出所) 経済産業省「次世代型太陽電池戦略」

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/perovskite_solar_cell/pdf/20241128_1.pdf

4.4 壁面に設置する緑地・環境施設の普及と法令上の取扱い（今回の見直し内容）

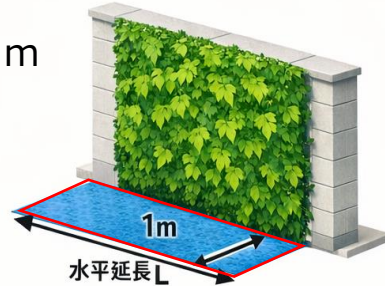
- 壁面等の直立部分に設置される緑地や環境施設の現行の面積測定方法は、実際に施工される面積に関わらず、当該部分の水平方向の距離×1mで計算した面積を算定することとなっている。
- 近年では、緑化技術の進展により、壁面緑化の取り組みが普及。また、軽量・柔軟で意匠性の高い次世代太陽光発電技術の実用化が進められており、今後、太陽光パネルの壁面等への設置の増加が見込まれる。
- これら技術の進展や、他法令での取扱いも参考とし、壁面に設置される緑地及び環境施設について、壁面の正面から見た際の面積（鉛直投影面積）を算定することとする。

現行

改正後

壁面緑地

水平延長×1m

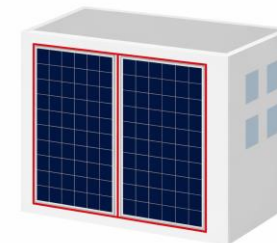
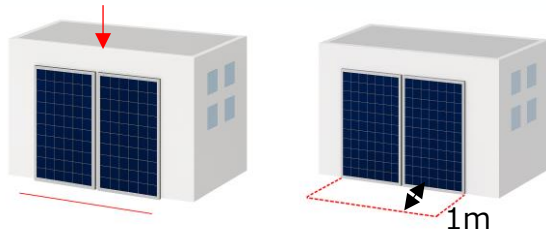


鉛直投影面積
（実際の施工面積）

壁面環境施設

水平投影面積

水平延長×1m

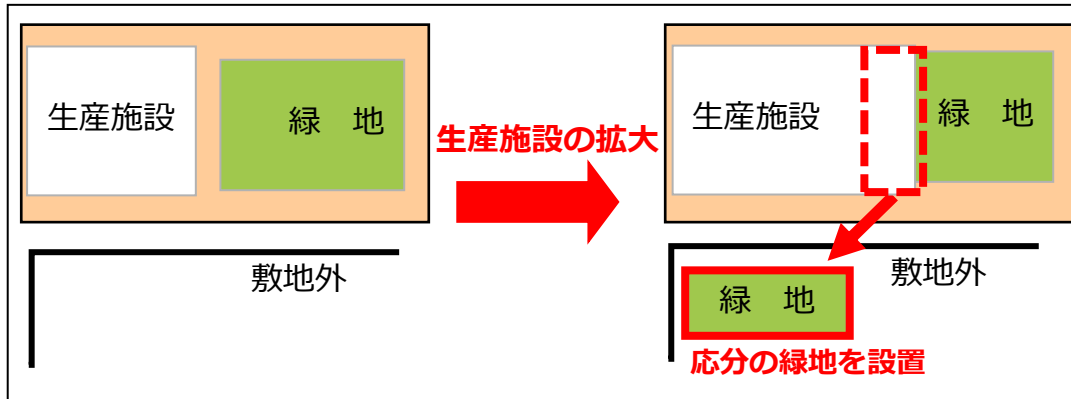


鉛直投影面積
（実際の施工面積）

4.5 現行の敷地外緑地の考え方について

- 敷地外緑地・環境施設は、工場立地法上の工場敷地における「緑地」「環境施設」として届出事項には該当しないが、既にある生産施設面積を変更する時に、緑地・環境施設面積が準則に満たない場合でも、工場の敷地外に整備される緑地・環境施設により実質的に準則が満たされると認められる場合、個別の事情を十分審査した上で勧告を行わないことができる。

敷地外緑地（運用例規集2-2-3①②）



↑敷地外緑地のイメージ

- ① 工場等の周辺区域に当該工場のために設置されていると認められる相当規模の緑地で、実質的に緑地に係る準則が満たされていると認められる場合。
- ② 現に設置されている工場等が生産施設面積を変更（減少を除く。）する場合において、必要な緑地等を敷地内に確保できない事情があり、敷地外に整備される緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされ、（中略）工場等の周辺地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合。

※具体的な運用にあたっては、（中略）各自治体で基準を作成する。

敷地外緑地の事例（麒麟ビール横浜工場）



↑首都高速道路下の当該敷地外緑地



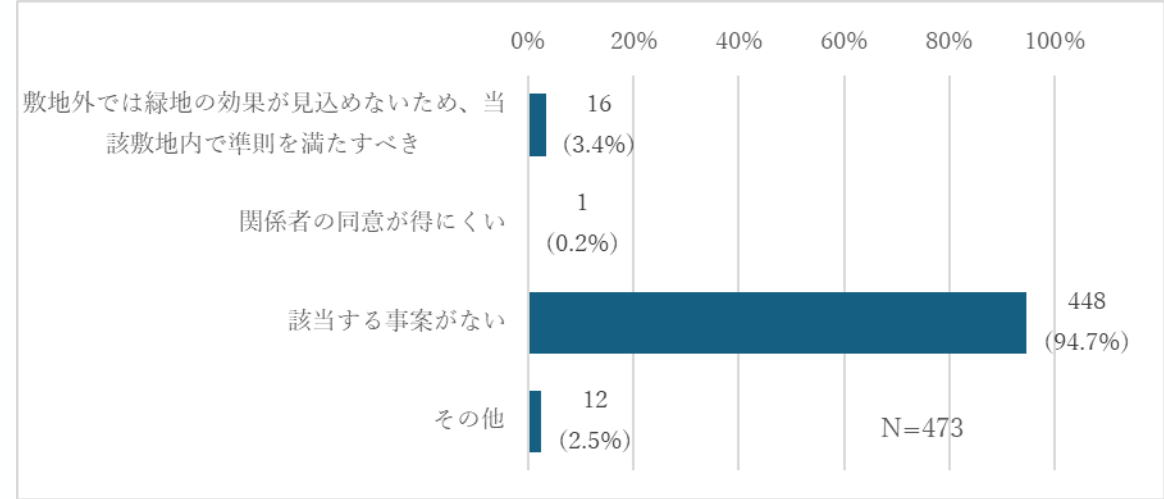
↑工場と当該敷地外緑地のロケーション

- 2008年よりはじまった首都高速道路・横浜市道建設による工場施設再編にあたり、麒麟ビールは横浜市初事例となる工場立地法敷地外緑地制度を活用。
- 計画地一帯は旧東海道に接した京浜工業地帯の一角にあり、古くより工場と住宅が混在し、緑地が少なかった。また、空地が少なく防災面で課題があった。
- これまでの緑地整備により全長約1.1 km、面積約33,400m²に及ぶ市民に開放された広大な工場緑地が誕生し、緑のネットワークの強化が図られたほか、地域資源を活かした街づくり、地域の活性化、防災面の強化、生物多様性がうまれた。

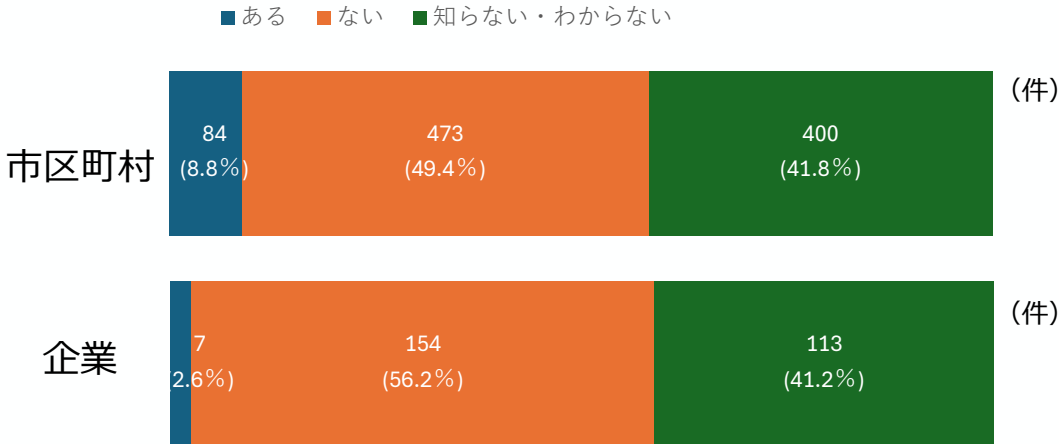
4.6 敷地外緑地に関する今後の方向性（今回の見直し内容）

- 敷地外緑地は、認知度が低く、市区町村、企業ともに半数程度が「敷地外緑地を適用したことがない」、4割が「知らない・わからない」としており、活用事例も限定的。市区町村では該当する事案がないため適用したことがないとの意見が多数である一方で、企業からは「敷地外でも積極的に緑地に認めるべき」、「制度の周知を進めるべき」との声が多い。
- 敷地外であっても、地域住民が利活用する場所の緑地整備など、緑地の効果や維持管理の継続性が担保され、緑地整備の効果を高めることが可能な場合も見込まれることから、運用上の例示の提供等により積極的な活用を推奨していく。

市区町村が敷地外緑地を適用していない理由（複数回答）



敷地外緑地を適用したことがあるか



（出所）市区町村アンケートは、経済産業省、一般財団法人日本立地センター「工場立地法の運用状況に関するアンケート」（2025年度）、企業アンケートは経済産業省「工場立地法の運用状況等に関するアンケート」（2025年度）を基に作成。

4.7 敷地外緑地のガイドライン骨子

- 今後、敷地外緑地制度のより積極的な活用を推奨するとともに、自治体において適切な運用が図られるよう、運用上の具体的な考え方や判断に資する例示等を、敷地外緑地に関するガイドラインにて提示する。

敷地外緑地のガイドラインに含めることが想定される事項

はじめに	・ガイドラインの目的・位置づけ
制度の基本的な考え方	・適用対象 ・敷地外緑地制度の趣旨 ・敷地外緑地として認める際の基本要件 ・可否判断のための評価項目（生活環境への寄与、既存の認証制度における認証の取得状況、継続性・恒久性、工場との位置関係、維持管理体制、住民の理解等）
事務手続	・自治体内の関係部局（都市計画部局、環境部局等）との連携 ・手続の流れ ・維持管理・継続確保の確認 ・自治体が留意すべき実務上の課題
参考資料	・参考様式 ・実際の適用事例

5. 工場適地調査の見直し

5.1 工場立地法に基づく調査（工場適地調査）について

- 工場適地調査は、工場立地法第2条第1項及び第2項に基づき、工場立地の適正化を図るため、各地域にどのような工場適地があり、その自然条件、立地条件がどういうものかを詳細かつ正確に実地で調査し、その結果を工場立地調査簿に掲載（経産省HPで公開）することで、工場を設置しようとする者の用に供しようとするもの。

工場適地調査の概要

対象・調査方法：工業に適した個々の団地で、原則9,000㎡以上のまとまった土地を、都道府県（都道府県から市町村）に対し、調査。

調査時期：9月頃

調査結果の公表：3月頃に工場立地調査簿を公表（「METI土地ナビ」に公開）

調査項目：所在地、面積、農地転用可否、立地条件、進出希望業種、地目別面積、所有者、団地造成主体、売却価格、工業用水・地下水・上水道等の状況、主要道路・空港・駅・港湾までの距離等

◆工場立地法

（工場立地に関する調査）

第二条 経済産業大臣（略）は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

2 前項の工場適地の調査は、調査をすべき地区内の団地を実地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行なう。

3、4 （略）

5.2 「METI土地ナビ」を通じた産業用地情報の公開

- 企業が適地を探す際には、一般的に個別自治体等に直接問い合わせるなど、アクセス手段が限定的。
- このため、経済産業省においては、**工場立地法に基づく工場適地調査**により、自然条件、立地条件を調査し、**工場適地**（原則9,000㎡以上の土地を対象）及び当該適地の関連インフラ情報等を「**METI土地ナビ**」で公開。
- しかしながら、工場適地調査においては現在分譲済みのものも含む**約1万件**の工場適地を把握しているのに対し、現在「METI土地ナビ」上で公表しているのは、自治体から公表可と同意の得た**約700件**に留まっている。

METI土地ナビの掲載対象となる情報

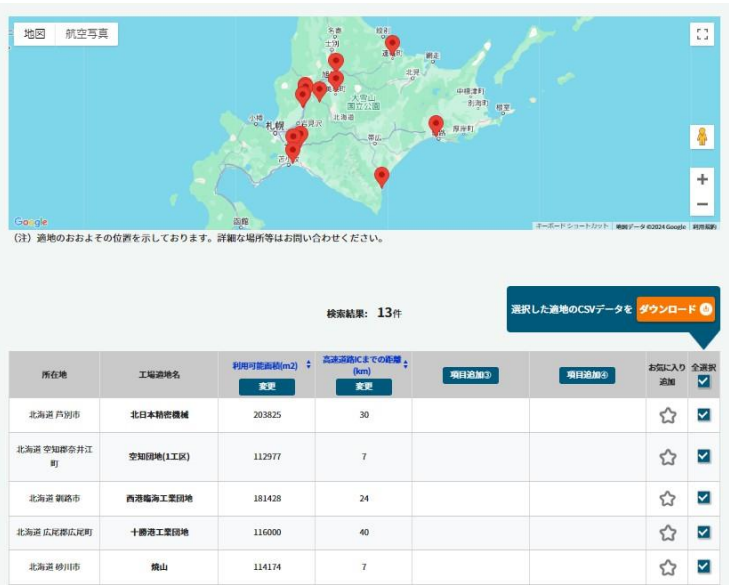
（工場適地に関する情報）

- 工場立地法に基づく工場適地調査において、下記を満たす用地のうち、**自治体（基礎自治体）に確認のうえ、工場適地として選定したものの所在地、面積、都市計画区域に係る区分等**
 - ✓ 9000㎡（0.9ha）以上の一団の土地
 - ✓ 市街化区域、農産法の実施計画策定区域、地域未来法における促進区域 等

（関連インフラに関する情報）

- 高速道路、港湾、空港までの距離
- 用水（上下工水の有無及び供給量）、電力（系統までの距離、供給量） 等

検索結果



自治体PRコンテンツ

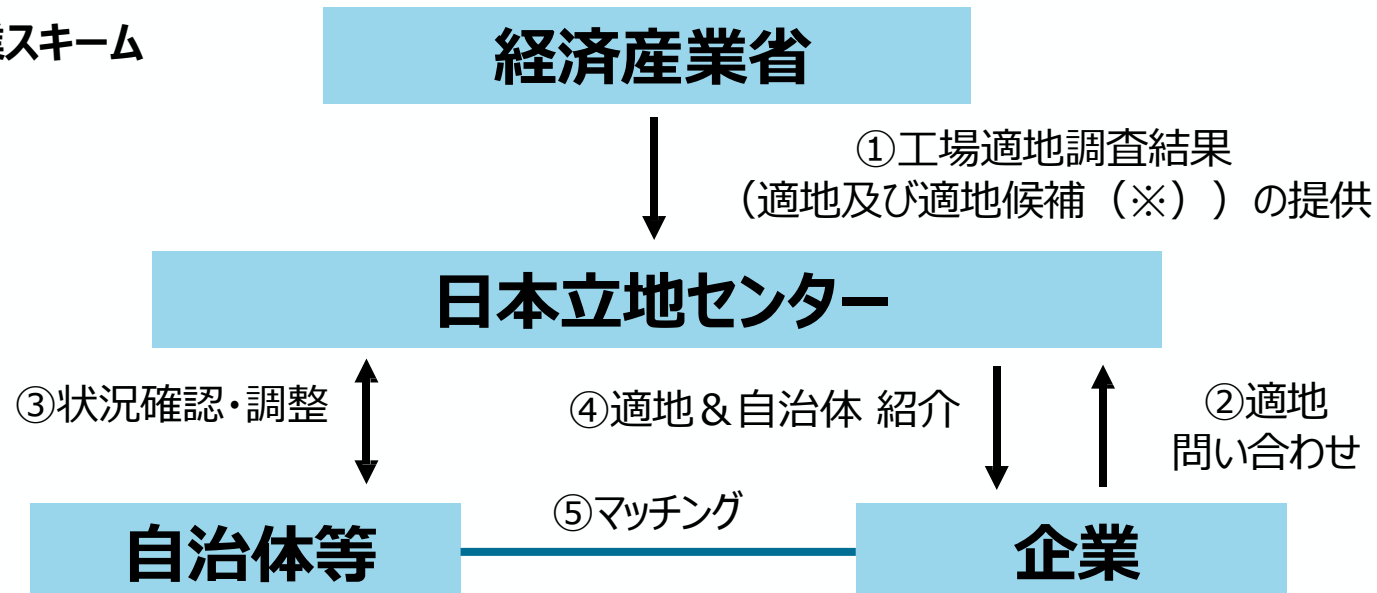


(参考) METI土地ナビ (経済産業省HP) : https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/tekichityousa/guide.html

5.3 産業用地マッチング事業

- 工場適地にかかる情報を把握するために毎年度全市町村に対して実施する、工場立地法に基づく工場適地 調査の結果を活用し、産業用地を探している企業の求めに応じて、自治体が把握する工場適地とマッチングする事業を（一財）日本立地センターと連携して、令和7年6月から開始した。
- 具体的には、工場適地調査において収集・公表した工場適地に加え、市町村が工場適地の候補とした用地（従来は公開していなかった土地）についても、自治体の同意を得た上で活用し、専門人材が間に入り、企業が求める立地条件に関する自治体との調整も含めてマッチングを行うもの。
- 今後、非公表案件を含む広範かつ詳細な情報提供の呼びかけ、外国企業を含めて立地先を探索中の企業の掘り起こしに向けた関係団体との連携等を行う。

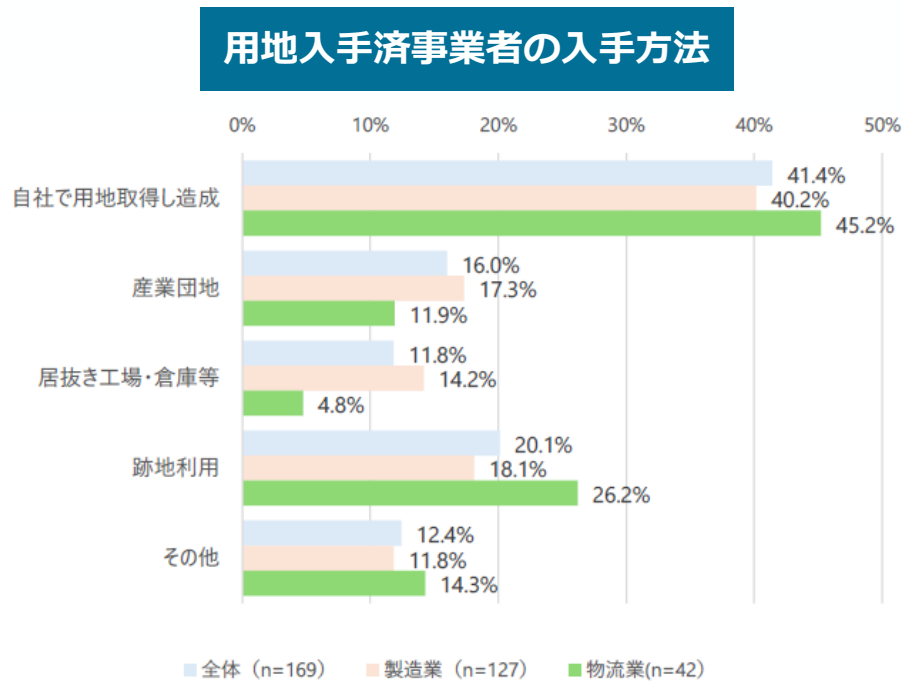
事業スキーム



（※）適地候補（台帳情報）のうち提供するものについては、自治体の同意が得られたものに限る。

5.4 産業用地入手に関する企業等アンケート結果

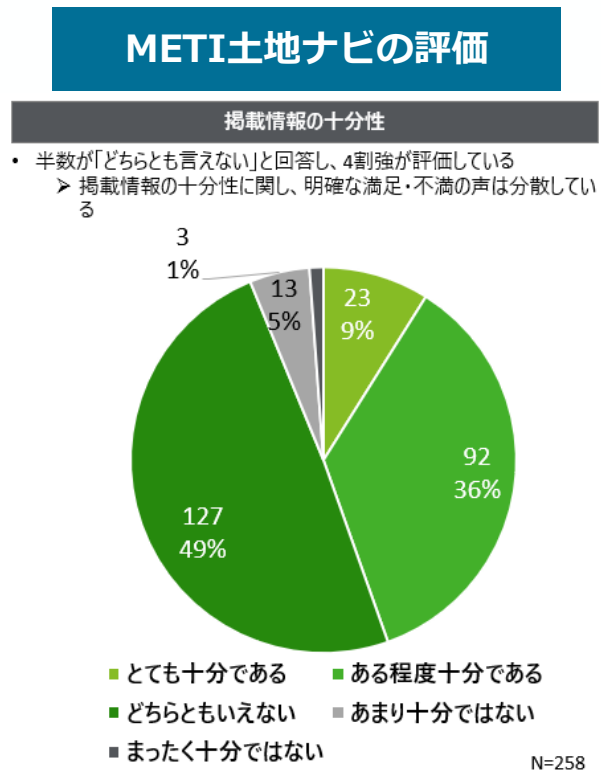
- 2025年度の新規事業所立地計画調査では、製造業の事業者における用地の入手方法として、「自社で用地取得し造成」が40.2%、次いで「跡地利用」が18.1%、「産業団地」が17.3%、「居抜き工場・倉庫等」が14.2%となっている。
- 「METI土地ナビ」で公表している情報についての事業者アンケートでは、5割弱は掲載情報が十分であると評価している一方、追加してほしい情報として、居抜きの物件や既存の工業団地内での撤退等による空き情報が挙げられている。



図表9 取得した用地、施設（複数回答）

（出所）一般財団法人日本立地センター「2025年度新規事業所立地計画に関する動向調査結果」（2025年11月17日）

URL: <https://www.jilc.or.jp/pages/537>



（出所）経済産業省「産業用地活用促進に向けた実態調査（METI土地ナビ改善点調査業務）」（令和8年2月）

METI土地ナビで見つからなかった情報

- 事業用途にあった居抜き物件、賃貸物件
 - 既存の工業団地の空き情報
 - 地域の家賃相場や物価水準
 - 公的支援策やお国柄
 - インフラ、諸規制に関する情報（※）
 - 用地単価に関する情報（※）
- （※）項目は存在するが、空欄が多い情報

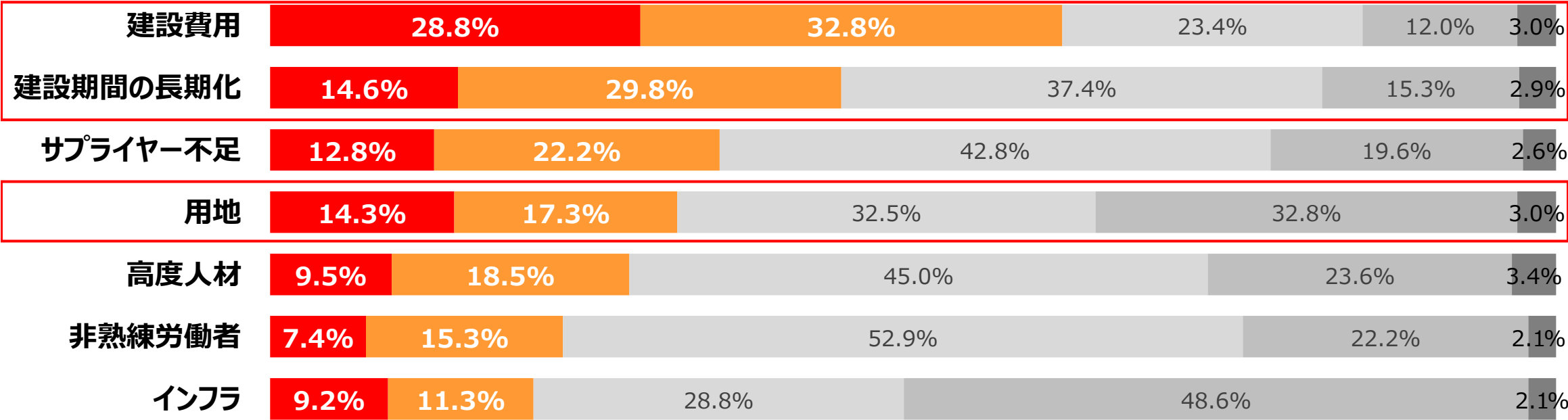
（出所）経済産業省「産業用地活用促進に向けた実態調査（METI土地ナビ改善点調査業務）」を基に経済産業省作成

5.5 国内で生産能力の増強をはかる際の課題

- 国内生産能力の増強を断念、延期・縮小せざるを得ないほどの課題として、**建設費用**は約6割、**建設期間の長期化**は約4割の企業が回答。次いで、**国内サプライヤーの不足**、**用地不足**を回答する企業が多い。

日本国内での生産能力の増強を図る際の課題と課題の程度感

(n=698)



■ 生産能力の増強を断念せざるを得ないほどの課題である。 ■ 生産能力の増強を延期・縮小せざるを得ないほどの課題である。
■ 課題ではあるが増強を断念、延期等するほどの課題ではない。 ■ 課題とはならない。
■ その他

(出所) 経済産業省「第4回 グローバル環境変化を踏まえた我が国の立地環境整備のあり方等に関する検討会」(2026年3月24日) 資料3より一部加工。

URL: https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/location_environment/004.html

5.6 工場適地調査項目の見直し（工場跡地の把握）

- 更なる産業用地の活用促進に向けて、工場跡地についての情報を把握することとする。具体的には、工場適地調査における「工場跡地」の定義を明確化した上で、調査項目に、「工場跡地該当」及び「工場建屋の有無」を追加する。
- 廃業した工場跡地が地域へ与える悪影響や、災害避難施設や緑地化といった利活用の可能性も鑑み、収集した情報をもとに、今後の工場遊休地の活用に向けた分析や情報提供について検討を進める。合わせて、調査項目の効率化も検討する。

産業用地管理台帳への追加イメージ

1	2	3	4	20-1	20-2	20-3	20-4	20-5	20-6
産業用地ID	都道府県	市区町村	適地名	売却価格					
				地目（宅地、田、畑、山林、雑種地、など）	工場跡地該当	工場建屋の有無	売却単価の有無	売却単価幅_下限（円/㎡）	売却単価幅_上限（円/㎡）
各列の入力制限	都道府県名を漢字で記入	市町村名のみ記入	全角で記入ください	全角で記入ください			プルダウンから選択してください	半角英数字を記入ください	半角英数字を記入ください
1	〇〇県	〇〇市	〇〇工業団地	宅地			売却単価あり	13,000	13,000
9999999	A県	a市	〇〇工業団地	宅地	○	○	売却単価なし		
9999998	B県	b市	〇×工業団地	宅地				1,000	

5.7 （再掲）第37回～第39回 工場立地法検討小委員会の総括

①特定の工場に対する緑地規制の見直し（特定の工場に対する緑地規制の特例措置の制度設計について）

▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。

- 既存用地の有効利用を図るため、地域未来投資促進法の工場立地法特例対象区域内において、地域経済牽引事業計画に従って行われる事業の用に供する工場について、周辺の生活環境との調和のために必要な対応を行う場合に限り、市町村が条例で独自に定めた緑地面積率等を適用することを可能とする。
- 周辺の生活環境との調和のために必要な対応として工場が行うべき取組は、工場の立地区域や周辺地域の状況に照らして、地域の生活環境の保持に最も寄与するような内容、規模、頻度等となるものを事業者を求めることとする。
- その上で、緑地面積率等については広く市区町村に裁量を与え、地域の実情に応じて、条例で独自に規定できることとする。
- 好事例集やガイドライン等を整備することにより、工場立地法の理念、総合的な判断や運用上の考え方について、自治体や事業者の共通認識の形成を図る（①、②共通）。
- 企業が中長期的な投資判断を行いやすいよう、予見可能性や運用の透明性が十分確保されるよう制度を設計する（①～③共通）。

②緑地規制の全国的なあり方について（全国的な緑地規制の運用見直しについて）

▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。

- 周辺の生活環境との調和を前提に、敷地外緑地の積極的活用の推奨や、壁面に設置する緑地・環境施設の算定基準の見直しを行う。
- 緑地規制の全国的なあり方については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを前提に、必要に応じて検討する。

③工場跡地の把握について（工場適地調査の見直しについて）

▶ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。

- 更なる産業用地の活用促進に向けて、工場適地調査の調査項目を見直し、工場跡地（工場遊休地）についての情報を把握・提供する。

おわりに

本検討に当たっては、

国土交通省都市局都市環境課より「[都市緑地政策の最近の動向について](#)」、

千葉県より「[緑地規制に関する課題等について](#)」、

一般社団法人日本経済団体連合会より「[緑地規制の見直し等に関する意見](#)」、

パナソニックホールディングス株式会社より

「[パナソニック HD が進めるガラス型ペロブスカイト太陽電池](#)」

についてご説明いただき、その内容も本検討の参考とした。

ここに記して、ご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。